

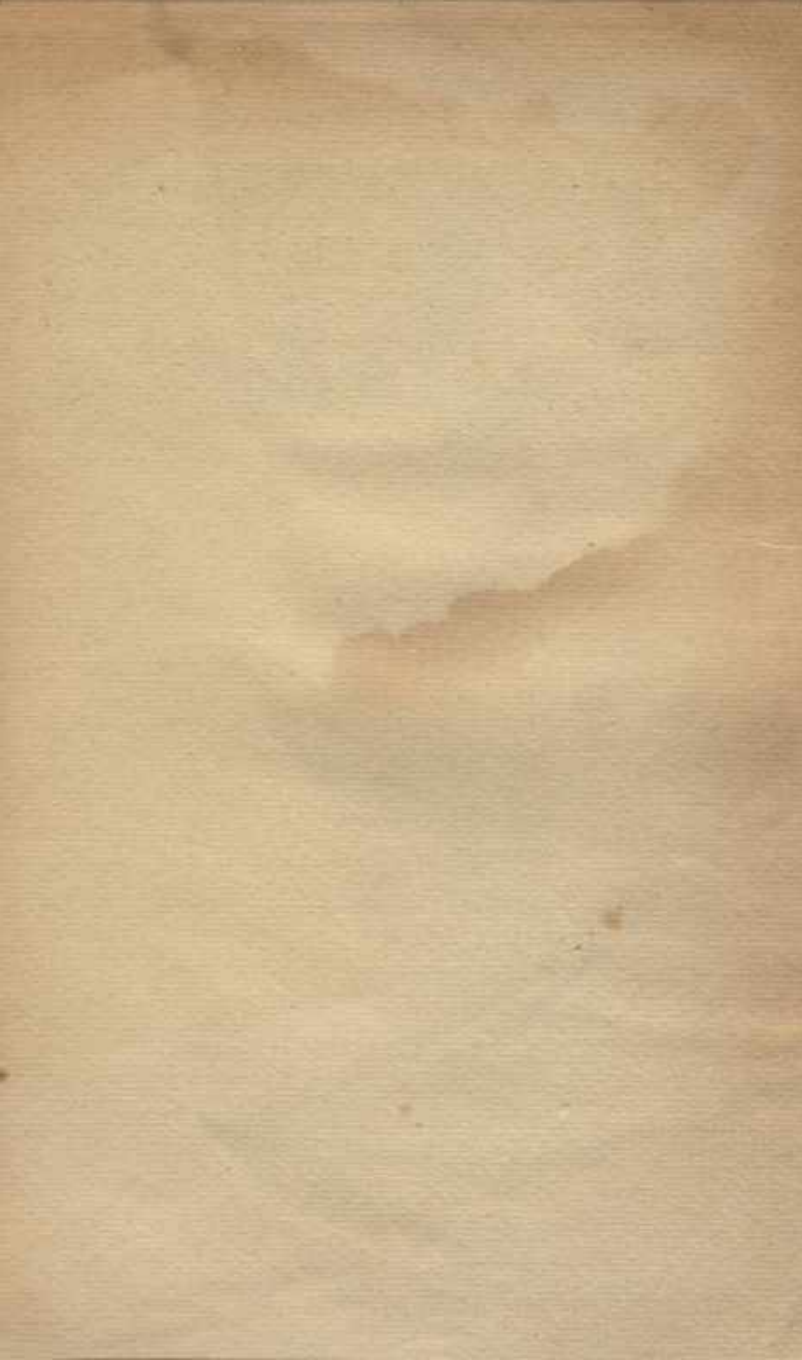
少年勤働

編輯

榮 八郎 輔夫 爾
菊 喜五 祥孝 誠
川 本 田 邊 谷 藤
山 藤 倉 渡 粕 工

執筆

岩波書店



少年の勤

編 榮 菊 川 山

店 書 崎 石

女性労働会
子題

は し が き

世界の保護立法のきっかけは年少労働者の問題に始まり、それは今なおそういう立法の重要な部分をなしていますが、問題の解決はなお容易なことではありません。日本では一九四七年九月、労働基準法の實施以後、それまでに例のないほどゆき届いた保護が加えられることにはなりましたが、その法規自體やその精神がまた使用者や教育者、家庭の中に十分理解されるまでに至らず、敗戦後の苦しい經濟事情のせいもあつて、せつかくの法律が十分に活かされていない有様です。

いちまでもなく年少労働者は未來の日本の生産と文化をになう人々であり、その希望でもあり礎でもあつて、この人々の健康や教養は日本の運命を左右するのです。また百五十萬の年少労働者の半分は女子であり、未來の母であつて、その意味でもひとしお重い使命をになつてゐるのです。

労働組合の中でも特に年少者の問題に對して注意をむけられている事實が少いのは残念なことです。世間一般も、もつと幸福な境遇にいて、長い學生生活を楽しめるような青少年

のためには、教養や團體生活のことをあれこれと問題にしても、食うために早くから働かねばならぬ子供たちのことに案外無關心なのも大に反省しなければなりません。

この本はかつて、又は現に官廳にあつてそれ／＼専門の立場から青少年の勞働問題に關係しておいでの方々の執筆にかゝるもので、この問題についての最もよい參考書の一つであると信じます。私は將來單に働く少年少女の不良化防止という消極的な見地からのみでなく、積極的にその能力をのばし、天分を發揮させ、生産の向上と共に労働者の解放を實現するために、廣く勞働階級の手でこの種の研究が進められることを望んでやみません。

一九五〇年二月

山 川 菊 榮

(労働省婦人少年局長)

目 次

はしがき

山 川 菊 榮

最近における青少年問題…………… 1

藤 本 喜 八

働く青少年の文化と教養について…21

倉 田 五 郎

働く青少年の不良化防止の問題……37

渡 邊 祥 輔

年少公務員のために……………69

粕 谷 孝 夫

働く年少者の保護法規……………91

工 藤 誠 爾

最近における青少年問題

藤 本 喜 八

(一) 大 数 観 察

總理廳統計局が標本法で行つた勞働力調査によると、昭和二十四年四月上旬の十五—十九才の勞働力は約三四七萬人（もつとも同じ頃勞働省勞働基準局が調べた滿十五才以上滿十八才未滿の年少勞働者は、届出實數約八四萬、推定數約一四一萬であるが、この中には農林水産業などのように殆んど他人に雇用されることのないものは含まれない）、非勞働力は五一〇萬人、合計八五七萬人と推計されている。

この八五七萬人は層別任意抽出法による調査であるから約六五萬人の標準誤差を見込んでなお且つ約二五%の確率しか有しないものであるが、當面入手し得る統計としては、これを以て十五—十九才の全數と見なすほがあるまい。ところで統計局の勞働力調査は全人口を大別して勞働力と非勞働力に分ち、勞働力は現に就業しているもの及び失業しているものを含み、

非労働力は主として學生生徒などを含む。（文部省が、學校基本調査として昭和二十三年五月三十日現在で調べた全國の學校の児童生徒數から、新制中學校第二學年以上と舊制中學校及び新制高等學校全學年の生徒數、つまり大體數を年十五—十九才に當る生徒の數を集計して見ると、全國で約四〇一萬人である。）そこでこの推計を基礎として、この青少年層を大別すると、十五—十九才の全數の五九・五％が在學生、四〇・五％が就業者及び失業者であるということになる。

このことは昭和五年十月一日の國勢調査の結果と比較して、非常に興味深い事實を示すことになる。すなわち、當時の内地の總人口六四四五萬人の約一〇・三％六六四萬人が十五—十九才であるが、そのうち就業している者は四六〇萬人（約六九・三％）である。従つてその差二〇四萬人（三〇・七％）は在學生と見なしても大過ないであろう。

こうした變化は殆んど説明の必要を感じないほど自明のことであるが、われわれは差し當り二つの事實を擧げておきたい。その第一は學制改革である。かつては小學校尋常科だけが義務制でその以後の課程は自由であつたのに對して、今は新制中學三年までが義務制である。この事實を年令で言い直すと、かつては數え年十四才から就業が自由であつたのに、今は數

年十七才からはじめて自由になるわけである。勞働基準法も最低年令の原則を満十五歳と定めている。十五—十九才の青少年の就業者比率が減少した重大理由はこの點にある。

かつて昭和四年から昭和十一年の間において毎年小學校尋常科を卒業し又は高等科を修了或は中途退學した者のうち直ちに就職したものは、上級學校に進學するもの五〇—五六%に對して、四五—三九%を占めていた。然るに戦後において、昭和二十一年三月卒業児童（舊制）は上級學校六八、三%、就職二九、三%であり、昭和二十二年三月卒業児童は上級學校八一、五%、就職一七、六%であつた。この甚だしい比率の開きには一面の理があるのであつて、それは經濟界の不安定及び農村インフレ並びに都市食糧の窮乏から、一方には就職を手控へ一方には進學させたからである。これが第二の理由である。正負で多大なる開きとなつたものと思われる。なおこうした觀察を裏書きする事實は、その翌昭和二十三年三月卒業の生徒において、就職希望約五六%となつたことで明かである。しかもこの比率はこれらの青少年が戦前の趨勢と逆轉した進路へ上級學校へ進むよりも就職する方を選ぶという進路）をとりはじめるのではないか、という示唆を與える。今後經濟界が逼迫の度を加えるにつれて、このように觀察するのも大した過誤ではあるまい。

(二) 疾風怒濤時代

今かかげた推定八五七萬の若者たちは、人生で最も危険な時代にさしかかっている。と同時に、年長のわれわれが最も期待をかけた人々である。

かつてドイツの學者は、この年代の青年たちを、疾風怒濤の時代にあるもの、と評したが、まことに至言だと思う。青年期においては、身長、體重、胸圍などの外形が異常に發達するとともに、全身的な身體のこなしや運動調節の機能も進むし、性的諸器官も成熟してくる。このような身體的發育の他面には、あたかもうんと伸び上つた姿勢が最も不安定なのと同様に、結核その他の罹病率も高い。

精神的にも成人になるための生みの苦しみを經過する時期である。自我を發見し自我を擴張する時代で、その前驅的現象として反抗がみられる。而もその反抗は往々にして虚勢的な反抗であるが、後には英雄的な反抗となる。客觀を否定し而も主觀に自信のない間は不安の生活を送るが、やがて自我意識が高揚する時期になると感情的になり、感激に溢れ感傷に耽ける。理論的であると同時に感情的である、という矛盾した性格を露呈する。野心的冒險的

なことを好み、自由を熱望する。スポーツや藝術に没入する。外的權威的な實踐道徳には従わないで良心の聲に聞き正義に燃える。友人として同感できる友を求め、精神的な結合、友愛を求める。両親からは離れたがる傾向があるが、同時に確固たる指導者を切實に求めている。このように青年期は心身ともに激變する時期であるから、あたかも疾風と怒濤の中を漂ううされながら進む舟の如きものである。然しながらこのようにして、過去と現在とに懷疑し、舊き權威と傳統を否定して、未來を望み新しき權威と理念を創造せんとすることにこそ、われ／＼は期待をもつものである。社會の進歩は、實にこの青年期の備みから生れ出るはずだからである。

(三) 理想をかかげず

かつて私は、同學諸氏の調査を蒐集整理して、勞働する青年と學生青年との精神生活におけるちがいを比較して見た。

學生青年は文學戯曲或は思想書を通して人生勉強をした。それも前述した自我發見への勞力であつた。ところが勞働青年のほとんどは、少年小説や講談ものによつて一日の勞働を僅

かに休めるのみで、せいゝ少數のものがいわゆる青年向修養書によつて向上を計らんと焦る功利的な立場に立つに過ぎなかつた。

労働青年の三〇％は將來何になりたいかという希望や生活設計をもたず、九〇％は生活モットーをもたなかつた。その日その日を無目的に、與えられた仕事をただ馬車馬的にやるのみで、肉體的には常に疲勞しており、精神的には乾燥した生活を續けていた。「青年と野心的なれ」という言葉は、實は學生青年だけに當てはまることで、労働青年には全く無關係のことであつた。

また「憧憬は青年の正常な基本気分である」といわれているが、學生青年のあこがれは、境遇のよい者の浸潤とした明朗さ、自己の主張の高さを示し、多方面に豊かに且つ超現實的なそれだけにまた抽象的な或はロマンチックなものを描き出しているのに對し、労働青年においては、恵まれない者の卑下した要求水準の低さ、現在眼前の生活欲求の満足という實際問題に集中し具體的であり簡單なものであつた。一言でいえばその生活感情の明るさと暗さを示していた。

このようなちがいはどこに原因するのであらうか。青年期は「正常なる異常」と呼ばれる

ほど、心身の不安定な變化の時期であり、權威無視、傳統破壊から自己發見、自主獨立への努力、價值の世界へと不斷に自己變革して人格を形成する時期である。この大切な時期にこのようなちがいが生ずるのは何故だろうか。私見を以てすれば、労働青年が既に職業人であり既に進路の確定した人であることが、その一つの原因である。三千年に近い古い傳統によつて硬化した社會制度の下では、人々の思いがけない跳躍は困難である。進路の確定した人人には遠大な理想も生れ難く、従つてより高次の人格形成の契機に乏しくなるのも亦證ないことである。こうした事實は、戦後の今日においても同じである。それにつけて羨ましいのはアメリカの話である。昨年國際石炭労働會議で渡米した日本代表の話によると、労働長官トピンは、石炭坑夫の出身だと自ら語つたそうである。その他この種の實例は枚舉に遑がないほどだそうである。すなわち社會制度が若々しく、學歴門閥等に左右されず實力次第でいくらでも社會的地位を向上することができる、という一つの例證である。われわれは、社會全體がこうした若さを取りもどすための適切な施策を、國家的に行う必要を痛感する。

第二の原因として舉げることのできるのは、當時の労働青年は勤務時間が長く、勉學の時間、自由の時間に乏しいことである。自由の時間が乏しければ、教養を高め身體を練ること

が困難になるのは當然である。昭和十五年頃の鐵工業労働者の生活時間を調査して見ると、睡眠八時間、食事一時間、身の廻り一時間、通勤一時間の合計一一時間は、生活上絶対必要な時間である。あとの一三時間が勤務時間と自由なその他の時間に當てられるわけだが、當時の賃働時間は、大工場では八―九時間が五五%、九―一〇時間以上が四五%、中小工場では八―九時間が二九%、九―一〇時間以上が七一%という状況であつた。従つて勤務時間が八―一二時間となるに應じて、労働者の自由になる時間は五―一時間とならざるを得なかつた。この點については、労働基準法によつて八時間労働の原則が確立されている今日、假に例外的な時間延長はあるにせよ、全體的傾向として、労働者の余暇時間は増加したにちがいない。問題はこの自由な余暇時間を、青年労働者をして眞に有効に活用するように如何にして指導援助するかにかかつてくる。

以上において私は、戦前の學生青年と労働青年のちがいを述べ、その原因を考察したのであるが、戦前のことを述べすぎたきらいがある。思うに戦前の學生青年必ずしも戦後の學生青年と同じからず、戦前の労働青年必ずしも戦後の労働青年と同じくはないはずだからである。私はまだ統計的な調査を得ていないので、不確かではあるが、戦後の學生青年は、どうも高

い理想を掲げていないようである。殊に激しいインフレとそれに續くデフレのために、學生青年の經濟的基礎は波浪に洗われ、崩壊に瀕している。いわゆるアルバイト學生の精神生活が、戦前の勞働青年のそれと、どれほどの距ていありや、と深い疑問を感ずるのは私だけではない。それに反して、勞働青年は、戦後の勞働解放により團結權と團體交渉權の下に、誠に心氣激昂、氣慨天を衝くの趣きがある。戦前の學生青年にどれほど劣るおそれがあるか。われ／＼は、この間の實情を、充分慎重に研究検討する必要があると思う。

(四) 社會的不適應

疾風怒濤の時代であり、正常なる異常の時期である青年が、將來の生活設計もなく高い理想もかけず、この經濟界混亂の時代を生きてゆこうとすることは、羅針盤なくして大海を航行するに等しい。然しまだ船體が丈夫でもあれば、船がこわれない間に、あるいは無風が和んだときとかうまく季節風や潮流に乗つたとき、どこかの海岸まで辿りつくこともあらう。ところが船體がそれ程丈夫でなければ、そのような幸運に遭遇する前に、海底の蒸屑となるにちがいない。かくの如き弱い船體に比すべきは、社會的不適應の事實であり、犯罪

とか反社會的行動である。

國家地方警察の發表によれば、わが國の犯罪曲線は常に上昇傾向にあつたが、日露事變以來戰爭に對する民心の緊張と倦怠により上下しながら大體横ばい狀態を續けて終戦に至り、それまで戰爭という外的條件に抑壓されていた犯罪曲線は、終戦後の混亂と相まつて暴発的に上昇した。檢察廳の受理人員は昭和七―十一年平均を二〇〇として、更に昭和二十三年二・八三という岐に上つた。ところで、全犯罪から經濟犯その他の特別法犯を除いて刑罰犯における青少年（二〇才未満）の全國警察檢舉統計について見ると、一般成人の曲線と少し趣を異にしていて、戦時中から上昇線を辿り、終戦後急激に上昇している。これは青少年が學徒勤員や勤勞動員として家庭をはなれ、都市及びその周邊の工場職場に進出したが、他方その動員先では適切な指導を爲し得なかつたためと見られる。昭和二十二年の青少年犯罪数は一二万五千人で、刊法犯罪数の二八%、昭和十一年を一〇〇として二六八に上つている。犯罪の種類も殺人、傷害、強盜、強姦等人心に最も恐怖を與ふる犯罪が激増し、とくに強盜の如きは昭和二十三年は昭和十八年の一〇倍以上に上つている。一定数の警察官を以て、この種の犯罪に集中すれば、比較的輕微な犯罪には手を抜く理であるから、犯罪の總件数は事實

はこれより遙かに多いことを想定することが出来る。青少年の犯罪傾向は、昭和二十四年上半期においても、引續いて上昇の一端を過つてゐる。

而してこれらの犯罪青少年がどんな社會層から出てゐるかを、同じ警察統計によつて見ると、終戦後においては工場労働者は減少し、農業、無職者が顯著に増加してゐる。これに對して警察當局は「戦時中の勸勞動員により都市の鑑習に染まり又は先鞭労働者等から感化をうけて、資材製品等の持出、賭博、遊興を覺え次第に犯罪を犯し又は不良化して終戦時に至つたのであるが、かれ等の大半は終戦と共に失業して歸郷した。他方生命を賭した戦場から何等報いられるところなく一個の失業者として送還された復員者等の一部は、前記の青少年等と共にいわゆる闇ブローカーとなり、露店、盛場などに出入し益々悪化して、徒黨を組み強姦盜を働く者すら出るに至つた」と説明してゐる。また戦後注目すべき現象は、いわゆる普通の家庭の青少年で不良化し犯罪に轉落する者が案外多いという事實で、昭和二十四年一―三月に檢畢された二十才未満の青少年中、中流以上の家庭のものが約四九%に達してゐる。この事實に關連して、一般青少年の刑法犯が昭和二十一年度から昭和二十二年度に三二、六%増加してゐるのに、學生のそれは同じ時期に七二、七%も激増してゐり、不良行爲

に至つては一般青少年が五倍の増加なのに對して學生は實に二〇倍の増加となつてゐる。而もその主流は中學生で、多くの場合集團的で共犯であることが特徴である。

學生犯罪の増加の理由として、日本教育年鑑は（１）新教育制度の受入れ態勢の不備、

（２）戦時中の教育の缺陷、（３）家庭の監督不足、（４）不安定な世相の影響、（５）取締陣容の強化、の五つを挙げている。然し私はむしろ學生に理想がなくなり、夢とあこがれがなくなつたことがその最大根本の理由ではないかと思ふ。

私は、前述の青年期の特徴から見た學生青年と労働青年のちがいが、戦後逆轉したのではないかとの感を禁じ得ない。この種の社會的不適應を未然に防ぐには、先づ失業してゐる青少年に對しては職業の機会を與えることが必要である。次に學生にも労働者にも、かれらの上き指導者を見出してやらねばならない。最後に指導者の適切な指導によつて、彼等に失はれた理想をとり戻させねばならない。

（五）就職の機會

労働省職業安定局の調査によると、新規學校卒業者の最近數年間の就職状況は次の通りで

ある。

(1) 昭和二十二年三月に國民學校修了（高等科中退を含む）した者の趣向は左の通りであつた。

修了児童數

二、六〇九、一三四

その内上級學校進學者

二、一二六、〇七五（八一、五%）

就職者

四五八、一八三（二七、六%）

未就職その他

二四、八七六（〇、九%）

この場合就職者の中には、農林業、水産業、商業、家事使用人等が含まれている。すなわち自家營業の手傳いや公共職業紹介機關を利用しないものが含まれている。従つて公共職業紹介機關を利用したものだけをとり上げて見ると、

男

女

計

求人數

一九七、六八〇

一九五、五四九

三九三、三三九

求職者數

六〇、七六八

六一、六九二

一二二、四六〇

就職者數

四〇、四二八

五三、三八四

九三、八一二

(7) 昭和二十二年九月公布された労働基準法の最低年令十五才の原則によつて、二十三年三月には、小學校卒業者は就職の機会がなくなつた。従つて新制中學校を卒業した者のみが、新たな雇用の対象となつた。公共職業安定所が取扱つた求人、求職、就職などの状況は次の通りであつた。

		男		女		計	
卒業者總數	三六八、三八〇	三三一、七〇二	七〇〇、〇八二				
上級進學者數	一五一、一〇九	一一四、〇五四	二六五、一六三	(三七、九%)			
求人 數	八〇、〇四九	一三四、四八五	二二五、五二七				
求職者數	五四、四二三	五六、八四五	一一〇、九六八				
就職者數	三二、四三七	四二、四三七	七四、八七四				

(8) 昭和二十四年三月の新制中學校卒業者は、次の通りであつた。

		男		女		計	
卒業者總數	五四九、八九七	四七四、八六四	一、〇二四、七六一				
上級進學者數	三〇八、八八三	二六九、九五六	五七八、八三九	(五六、五%)			

求 入 数 八九、一三六 一五〇、一七四 二三九、三一〇
 求 職 者 数 一一七、一四四 九四、五七五 二二一、七一九（二〇、七%）
 就 職 者 数 五九、〇六二 六〇、四八二 一一九、五四四

(4) 以上の三年間の求人と求職の關係から、若干の傾向を引き出すために、求職者數に對する求人數の倍率及び求職者數に對する就職者數の%を算出して見よう。

公共職業安定所 が取扱つたもの	求 職 者 數 に 對 する 求 入 數 の 倍 率	求 職 者 數 に 對 する 就 職 者 數 の %
二十二年三月國民學校	三、二五 男 三、一七 女 計	六六、五 男 八六、六 女 計
二十三年三月新制中學校	一、四七 二、三七	五九、六 七四、七
二十四年三月舊制中學校	〇、七六 一、六〇 一、一三	五〇、四 六三、八 五六、四

すなわち求人數は、はじめ三倍もあつたのに、年々減じて遂には求職者の男子半分、女子一倍半という狀況で、總數においてはほぼ同數になつた。これは求人との絕對數が減少又は横這の狀態なのに、求職者の絕對數が飛躍的に増加したためである。求職者に對する就職者の割合は、平均して七六%から五六%に低下している。

既に最近の新聞は、今年の新規卒業生に對する求人が、東京では男子求職者の一割に過ぎず女子求職者に對しては皆無だと報じている。今假りに本年三月卒業豫定の新制中學三年生男女合計一六五万人が、昨年とほぼ同じ歸趨を辿るとしてみると、上級進學者（五六、五％）は、約九三万人となる。昭和二十三年五月の高等學校一學年の在籍が約五二万人であるから、今春の收容力が當時の一、八倍に擴張されたとき、はじめてこの九三万人の卒業生が高等學校に進むという假定が成立する譯である。之も成立すると假定すると、求職者は三四萬人となる。然しその約四五％は就職できない人である。この推定は多くの樂觀的なそして今後殆んど實現の見込みのない前提に立つてゐる。

中學校を卒業すると直ぐ、行先のない青少年が少くとも一五萬人流れ出るのである。彼等は上級學校に行き得ないから就職を希望するのである。それにも拘らず就職の機會はなく、胸中には實現すべき理想も有たず、たゞ日々無爲の人となる。おそらくは彼等の家庭も、彼等を厄有者視し冷遇するであらう。心身の最も不安な時期にそうなるのが彼等である。政府の世の十の施策がすべて勝れたものであらうとも、この青少年を放置する限り、それらの施策は空しく構間に等しいであらう。數年を出でずして、これらの若者がどんな大事を仕出かす

に至るか、全くわれ／＼の想像を絶するからである。

(二) 新しい指導者

青年の良き指導者、良き教師はどんな性質のものであろうか。それには何よりも先づ彼が青年の理解者であることを第一の条件とする。彼は厳格な官僚的態度で青年に對するのではなく、放任一途の飾り物でいるのでもなく、青年とともに個人的體驗や思想を語り、人格的に青年の心に觸れるものでなければならぬ。青年と義によつて血流を通ずる底の人でなければならぬ。そうあつてこそはじめて、内心の不安動搖と自我の目醒めによつて、両親から離れようとする青年の信頼を克ち得る。

戦前の調査において男女青年團員が指導者の人物について要望した理想的な姿は、第一に眞面目であること、次いで社會的自覺、健康、人格、自制などを求め、指導の態度として責任觀念を第一とし、これに次いで愛及び理解、研究、生活指導等が希望された。また男子青年團員は三〇―三四才の男子指導者と、女子青年團員は三五―三九才の男子又は二五―二九才の女子指導者を理想とした。すなわち女子青年團員は、同性の指導者ならば自分達の年齢

に近いものを要望したわけである。

また同じ頃の學生青年の教師の資質に關する要望を調査したところによると、人格や愛、理解に對する要求が大體において強く、校務、協同作業等に對する要求は低い。すなわち理想的教師は人格が立派であり、生徒に對して深い愛を持ち、よくその氣持をくみ取つてやることが必要であるが、學級の擔任や校友會の係りとしての仕事をよくつとめることや、校長その他の教授や生徒の父兄等の氣持をくみ取り、これとよく力を合せて仕事をする、容貌、服裝、風采などがきちんとして氣持よいことは、それほど重要でない條件と考えられる。また信念、學問的知識、常識、社會的自覺などの資質については、學年が上り學校程度が高くなるほど要求が強くなっているが、生徒に對して公平で依怙ひいきがない事や生徒を嚴格に上つけることは、低學年のものが重要視するだけで、上級になるほど余り問題にしない。

戦後の青年たちがどんな指導者や教師を求めているかは、まだ實證的研究に乏しいのでここに紹介することはできないが、本稿のむすびとして、私見を掲げて参考に供したい。

第一に指導者は青年の心身の發達原理を充分理解し、彼等の發達時期に應じた指導をなし

得るようになければならない。この期の青年は自我が確立するまで不安と焦燥の救いなき状態に陥つていて、親や友人から離れ又は反抗する反面、確たる指導を求めている。

従つて第二に不變の態度を持つことが必要である。指導者や教師の気分が不安だとする青年も亦不安と不信を抱きがちである。青年が感情に驅られ動揺している時ほど、指導者や教師は己を制してよき模範を示さねばならない。ただし、いうまでもないことだが、この不變の態度とは鐵の如き嚴格さを意味するのではない。單なる嚴格は度を過ぎた寛容と同じく不可である。青年が衝動にまかされ失敗をおかした時、嚴重に警告するとともに彼を恕し、勇氣付け、惡に克つ自信を強めなければならない。

次に指導者は精神的優越の態度をもたねばならない。青年と同列で共に喜び共に悲み彼等の内生活に入り込みそれに同感すると共に、一段高い立場に引揚げる用意がなければならぬ。但しここに優越的態度とはあくまで人格的優越の謂であることは言うまでもない。

大人から離れて自己の中に沈潜しここで新しい世界を創造しようとする青年。従來の文化を無視して獨自の新しい文化を建設せんとする青年。然し青年の文化はその氣概又は素晴らしくてもその内容は貧弱である。青年は自分の手のみでは新しい文化の建設者たり得ない。

青年の創造欲を枯渇させることなしに傳統文化に眼を開かせ、これを吸収することを教えるなければならない。この場合指導者は傳統文化と青年の新生命との橋渡しを任務とする。

自我意識が発達し獨斷的となつた青年を指導するには、ソクラテス流の蘊奥的對話法が適當である。その對話の過程において、論理の進展に些かの間隙も與えず、一つ一つの命題にイエスノーを明言させて議論を展開させ、常に相手の核心を衝く論法によつて、青年を自己の狭い獨斷から回心的に真理へ轉換させることができる。

働く青少年の文化と教養について

倉田 五郎

一
現在のような時代に若い青少年の文化教養の問題を云々することは非常に六ヶ敷しい問題
でもあり、又複雑な問題でもあるし、到底はつきりした結論を自信をもつて言うことは出来
ないが、一應の私見を述べさせて頂くことにする。

元來青少年とこれに接して指導的乃至は助言的立場に置かれる人達との間には相當の年齢
の距りがある。此の年齢の距りは、やがて兩者の世界観、人生觀の距りともなり、畢竟主義
思潮の差異ともなる。

工場、會社或は學校に於いて日常青少年に接する人達は大概青少年と二〇年位の年齢の差

を持つてゐる。

過去に於いては此の位の年齢層のものは双方ともに大した世界観の相違をもつていなかった時代もあつた。特に戦争中などは兩者とも全く一致して「戦争」に驅り出されていたし、又企業経営という一つの目的からみれば兩者とも使用人としての立場上、経営主の意圖の通りに世界観をもち、そこに大した開きがみられなかつた。そこでそういう時代には青少年の世話係は心安く又何の危げなしに青少年に接したり彼等の教養や文化を云々することができた。その時には比較的はつきりとした基礎の上に立つて——勿論一方的な、獨断的なことも多かつたが——青少年の教養が指導されたり高揚されたりしていた。

或る工場では佛教を取り入れて毎朝、毎晩工員達に、誦經させるとか、禮拜させるとかしながらそれに基いて工員の教養、人格を作り上げようとしていた（勿論これには雇主に對する絕對服従という則の大きな目的が隠されていたのではあるが……）。然し兎も角も一應は系統だつたものだつたし、従つて又青少年の指導には誠に都合のよいものであつた。

このことは單に一工場のみでなく、當時は我國全體の學校といわず、家庭といわず、工場でもすべての所において指導原理が比較的はつきりとしていたので、程度の差こそあれ文化

とか教養とかについて指導する人達も、指導をうける青少年達も共にそれ程の喧嘩ひを生ぜず済んでいた。

ところで敗戦後の現在はどうか。先づ私は先にのべた様な年齢差をもつた青少年と我々との相互の事情を比較してみることによつてはじめて青少年の教養を云々しなければならぬのではないかと考へる。というのは我々とそして我々より二〇年後に生まれて来た現在の青少年とはその育成期が餘りにも相違するからである。

我々と、我々の父親の年代、つまりその青年期を大正―昭和を通じて通したものと明治中葉期に通したものとの間には、思想の根底が相當に違つていたことを我々自身身に滲みて味はつて来たのであつて、其處には東洋儒教倫理と西歐哲學の相違がはつきりと喰違つていたのである。

我々と現在の青少年との間にその育成期においてどのような相違があるかを知つて、はじめて我々が青少年の助言者でありうるか否かを決定するのであり、そこではじめて青少年の教養の内容や方向が云々されるべきではなからうか。

此の一、二年間とこの工場へ行つても、

「近頃の若い工員は、すぐに共産黨に走つて、赤旗を振り廻したり、會社側に頼ついたり、別に今迄マルクシズムを勉強していたわけでもないのに何かの動機があれば簡単に共産黨に走つてしまふ。困まつたものです。何とかよい方法はありませんでせうか？」

又或る工場では、

「全く學力が低下してきますね。圖書館などあつても本を読む者は殆どありません。彼等の日常生活はカストリ雑誌、リベラルショウ、ダンス……實になることは一つもやらない。まあ、野球でもやつてゐるのは上の部で、それも極く少數のものだけです。全く手に負えないという所ですね。何とか健全な方向へ導くことはできませんでせうか。」

更に勞務課の係員は續けて言う。

「ところが現在は民主主義でなければいけないというので人権尊重の意味から、私生活に干渉することはいいけないというわけで、勞務課の者はそこ迄觸れることはできない。と

いつて労働組合の動きは先づ生活につながる資金問題が第一で青少年の指導方面は死角忘れられ勝ちになっています。」

という話はいつも聞かされる言葉だが、此の言葉は特に工場や職場の青少年を対象にしたときだけ話される言葉ではなく、学生も児童も、すべての日本の青少年全體について、世間の母親も先生も一樣に考へていることではなからうか。

大學の或る教授の言葉をかりれば、「現代の學生は漠然たる全面的な不安をもっている。そこで或るものは教會へ行くし、或るものは共産黨へ行くし、又あるものは酒と女に夢中になる。」

この漠然たる全面的な不安は、それを意識するもしないものに拘らず、現代の若い世代が等しく持つてゐるところの「何かしら空虚なもの」であつて、これをはつきりと彼等に認識させることができれば、彼等の生活が充實したものになり、其處に文化と教養の方向がみつけられるのであるが、そこに大きな困難が横はつてゐる。

昨秋、大學生山崎某が「光クラブ」という空想會社の社長から一舉に「自殺」に飛降りた事件が世間の人々をアツと言はせたが、彼は、秀才であり、成績はよく、頭腦は鋭く、新しい企業性に富んでいたのであるから、學生として少くとも表面的には一流の地位を占めていたに違ひない。然し、彼も亦この空虚なもの、漠然たる不安に驅られて、彼のいう「自己の能力の限界を試そう」としたに違ひない。

世間並な觀點からすれば、立派な學力を持ち、常識も備へた彼が、金と女色を追求して、自己の能力の物指をそれにおいてみた。そして、事業や行爲が一應の成功をみたときに、自己の生活のモラルをそれに結び付けようとした。此處に、所謂戦後派學生のテイビカルな姿が感じられる。

人間は學問や知識だけでは満足できるものではない。それを基にした自分の生活の根底を何處におくか、最も重要な點である。自分の生活の根底を何處におくかについて不安を感じたとき、人間は大きな空虚感に襲はれるが、若い學生達がこの不安、空虚感を深くみつめる

ことなしに行動した場合は「光クラブ」の社長になつたり、「角帽の強盗」になつたり、アルバイトからヤミ商人に鞍替へする學生の姿になるのである。

「光クラブ」の社長も、アルバイト上りのヤミ商人も、一應學問は多かれ少かれ身につけているし、又ダンスも出来れば、スポーツも理解しているであろうし、日常の常識、例へば商品のヤミ價格とか、ヤミ商品の取引の方法とか、異性に對するエチケットとか、其の他細までました一般の知識においては普通の社會人以上の知識をもつている（これは戦後の社會が混亂し、生活の困難という事情が、特にそうさせた結果ではあるが）。

此のことは學生に限つたことではない。工場や職場の青少年も同様であつて、彼等は色々なことを知つてゐる——悪いことも、惡くないことも——多くのことを知つてゐる。しかも年上の大人と同じように知つてゐるという彼等自身の自負が、自分の生活の根柢を何處におくかということに對する不安を覆ひ隠してしまう。従つて彼等は自分達と大人と殆ど差異のないものと錯覺するところに色々な問題が出てくる。

一口に言へば今日の青少年はよく物事について知つてゐる。知つてゐる程度は浅いものではあるが、しかし生憎に見える程よく知つてゐる。スポーツのこと、ダンスのこと、異性

との交際のりまさ、そうしたことは「新しい教養」として一應片けるものがある。しかし眞の教養とはそうしたもののばかりではない。もつと多くの内容と系統だつた良識とを必要とする。彼等の知識は断片的であり底に一脈の流れるものを持たない。丁度それは、アブレガーのフロバシヤツの愚連隊と稱される一群の青年軍が、きらびやかな服装を身につけながら、その服装の一つ／＼が全然調和も何もなく、個々別々に身に着けているのと同じだ。しかもその不調和を自分で意識しないところに問題がある。自分のもつてゐる知識が或は能力が、何ら系統だつたものでないにも拘らず自分では系統だつたものと思ひ込んでいるから、「すぐに共產黨に走つたり」、「一人前の顔をしてダンスホールに通つたり」する資格があるものと思ひ込んでしまふ。

かゝる青少年達に正しい文化を教へ、系統立つた教養を興へることは現下の急務であるに相違ないが、どういう方向に、又何を基礎として系統だつていかなねばならぬか、然かも年長者が重荷陥り易い「年寄りの冷水」式な方向に陥らずに、はつきりとした原理をもつて、眞の民主主義的な教養を興へるためには我々も又深い反省を必要とするし、此の問題は大變六ヶ敷い問題となつてくる。

「青少年の指導に何かよい方法はないか」

「どうしたら彼等に落着いた心を興へうるか」

と考へる前に、我々自身が生活の根柢に何等かの不安や空虚がありはしないかと充分反省してみなければならぬ。

四

敗戦による社會の大きな變動は、我々にとつて幼い頃から常にそれによつて教育され、またそれによつて我々の生活全般が律せられて來た日本的な教育原理——東洋儒教倫理を根柢として更に明治以來輸入された西歐哲學的倫理と更に大和魂式の純日本的なモラルを盛つた——を根本的に抹消した。

我々は「教育勅語」によつて代襲された此の原理によつて長い間育まれて來たのだが、この大きな柱があつたりと抹消されてしまつた後は多くの困惑を生んだ。

大正——昭和初期の自由主義の過程を経て來たとはいへ、我々のこれ迄の十數年間の生活は民主主義とは凡そ縁の無い生活を強いられて來てゐるだけに、敗戦を契機として生まれた民

主義は日本の國民として、立派な自覺を有するには或る程度の努力を必要とする。しかも戦後のインフレ増進による生活困難という悪條件と戦ひながら自分の生活の根本的な據り所を見出すことは相當な困難さを伴うものである。従つて先にのべた青少年達と同様に心の奥に大きな空洞をみつめて自分ながら空恐しくなるものもあるう。

とまれ我々の心の中には、過去の永い間の教育を通じて「武士道的」なモラルを植ゑつけられて來た。従つて日本人は「武士は食はねど高楊子」であり、「臣道實踐」の長い習慣を強いられていた。

我々は幼い頃から「教育勅語」を暗誦までさせられて、それが日本の教育の眞髓であると教へ込まれたのである。

帝國主義の軌道を明治以來走りつゞける必要のあつた日本としては、教育の眞髓も亦「上御一人に對し率り一旦緩急あれば義勇公に率する」ことに最大且最終目的をおかなければならなかつた——此の故に敗戦後、戦争を抛棄した民主日本は眞先に教育勅語を棄てなければならなかつたのであるが——。然し教育勅語に述べられた部分的な言葉、即ち、朋友相信じ、智能を啓發し、學を修め、業をならう等のことは今日の教育に於いても重要な目標であるこ

とはいふ筈もない。

我々は過去の生ひ立ちの過程に於いて、今日の民主日本の國民として棄て去らねばならぬ多くのものを植えつけられて來たと同時に、その非民主的要素を取り除いても尙且つ何物か今日必要であるものを身につけて來たのである。

我々は先に述べた通り昭和六年秋の滿洲事變以前の——大正、昭和初期を通じての自由主義の段階を一應は青年期として踏んで來たし、更にその時代には自由主義者とも反動と呼ぶことさへあつた。といふことは我々の年輩の多くの者はその當時一遍は「一旦緩急あれば義勇公に奉ずる」ことを心の中に疑問を持つたに違ひない。——疑問を解消して身を以つて義勇公に奉じた者もあれば、疑問のまゝ準戰時態勢から戦争へと捲き込まれていつた者もあらう——。

従つて此の段階を踏んだ者には、八月十五日を境に民主主義日本が生まれても、一足飛びに民主主義に捲き込まれなかつたかも知れないが、民主主義の國へ連れて來られて周囲の事情に眼を通して心の根柢を失う危険からも逃れられた。そこで除々にではあるが確固たる足取りで民主主義に進もうとしている姿が見られる。

それは單に何十年もの間人間としての経験を積んだという所謂「年の功」ではなく、時代思潮の流れの中に浮沈して毒も薬ものみながら、毒を吐き出す意志をもつた者の姿である。同時に心の——生活根據の方向をはつきりと、或は臆けながらも見定めているものの姿である。

五

さて、もう一度振返つて現代の青少年を眺めてみよう。

先にのべたように、彼等は色々のことを我々よりも遙かに多く知つていたり、又我々が遠慮したりするようなことを思ひ切つて実行して行く。「若い人達に教はない」ということになる。

ところが工場でも、会社でも、學校でも屢々見受けるうように、彼等の知識は言はゞ「話の泉」式な断片的な極めて概念的な知識であるに過ぎないことに氣がつく。断片的な知識であるためにその活潑な実行も可能なのだと肯ける。ということは彼等の生ひ立ちの過程を考へてみれば、なほはつきりすることであるが、彼等の教育された環境は「問答無用」と言は

れた時代から、「億萬玉碎」して「悠久の大義」に生きなければならぬところの帝國主義最も盛んな時代の日本であつて、而かもその時代のみを通過したことである。従つて彼等の大部分は搖籃期から、「醜の御橋」となるべく育成され、そこには何の反省も許されず、上から與へられた「悠久の大義」という巨大な——又西歐哲學的理性乃至キリスト教的世界觀からは極めて理解しにくい絶對的な——モラルを背負はされて育つた。言ひ換へれば彼等は此の巨大な絶對的モラルに據りかゝつてさへ居ればそれでよかつたし、彼等の知識も教育も此の大きなモラルの前には何の役にも立たなかつた。

此のモラルをなくすことは、彼等の理性や道徳心を失ふことというよりは、彼等の生存自體を否定することだつた。

多くの自由主義者が非國家的人間として投獄されたことは、彼等の頭には、國家の秩序を亂す極悪人としてのみ映じた。

第二次世界大戰は彼等によつて、言葉の上の「聖戰」ではなしに、體驗としての「聖戰」であつた。

そのように育成されて来た者がそう考へることは當然であつた。だから彼等は喜んで少年

航空兵を志願したり、少年航空兵を尊敬の念を以て仰いだりして、やがて「滅私奉公」から「一殺必中」の特攻隊へ進んでいったし、又それ以外に彼等の進むべき途はなかつたのである。

その彼等の心の底から一朝にして此の大義が抹消され、神聖にして絶対の天皇が「人間天皇」として彼等の眼前に現はれたときに、その現實を彼等の知識や道徳心を以てしては到底理解するなどというよりは、むしろ彼等はその現實の前に、今迄の彼等の持つていた知識や道徳心を一度はすっかり抛り出さなければならなかつたであらう。

一度は虚無に近い状態に置かれた彼等の前に、今迄教へられたことも考へたこともない民主主義という時代が、社会秩序の混亂とインフレ増大という悪條件を伴つて開かれた。彼等は勿論何にすがつて、どの方向に、どうやつて進んでよいのか全く見當もつかなかつた。

一方彼等がそのことについて教へを請うべき人達はすべて生活苦と戦うことで一ぱいだった。落着いて民主主義について十分に導いてくれる餘裕のある人は殆どなかつた。其處には唯賣らん哉のもろ／＼の出版物が氾濫しているだけで、それについて真面目に手をとつて指導してくれる人はなかつた。

た。敗戦を境にして経済社会はヤミ市場という、モラルを失つた彼等に一斉ピンと来る環境を齎した。そこでは彼等は年長者と同格に或はそれ以上に知識をもち、實行していつた。――
――単純な決心と共に實行することには慣らされていた彼等であつたから――。

更にもう一群の彼等は新しいモラルを求めて最も手近かな共産黨に走つたり、教會に走つたり、薙ぎに走つたりした。この時に我々は、若い特政隊員が共産黨員になるのをみたり、復讐者の犯罪をみたり、そして或る者は大膽な桃色盗賊にふけるのを聞いた。

然し乍ら我々がやがて自己をとり戻して來たと同様に、彼等も四ヶ年餘の年月の末に、何とか心の據り所を見つけ出そうとする傾向が見受けられるようになって來た。というのは、経済状態も戦後漸く昨年度から立直りの氣配をみせはじめ、一般國民の生活も苦しいながらも、民主主義という秩序を曲りなりにも色々と具體的に體證して來たので、彼等がその間に自己の生活の方向を見出そうとする傾がみられることは當然であらう。

以上私は我々の年輩について考へ、現代の青少年と對比してみたが、現代の青少年の持つべき文化、教育は我々に理解しにくいということではなく、むしろ、長い育成の期間に於い

て思想の變遷に遭遇して、此の新しい民主主義を迎へて捨て去るべきものは捨て去り、心の中に残すべきものは残し得る我々が最もよき理解者だということである。

我々として長い間の封建制を一つ残らず捨て去ることは非常に六ヶ敷しいことには違ひないが、自己のもつ封建制の面と、それを捨てねばならないことをはつきりと意識する限り我々は彼等にとつて最もよい理解者であらう。世の青少年達は今から新しい文化と教養の築地を作つていかなければならないが、彼等は過去に於いて持つていたものは繼て抛つてしまつて、その後は系統もなく無秩序に積重ねられた極めて表面的なものを持つてゐるに過ぎないのであり、又その「根柢のない知性」と「モラルの無い教養」とを彼等自身に自覺させていくことと、更に我々が彼等のよき理解者として、彼等の心の中に「新しいそして健全なモラル」を打樹ていくことを積極的に援助しなければならない。

彼等の學力の低下を捕ひ、散漫な知識の羅列を整へてやり、更に彼等の據るべきモラルをはつきりと具體的に體驗を通じて與へるべきであらう。

働く青少年の不良化防止の問題

渡 邊 祥 輔

はしがき

- 一 労働問題としての働く青少年の不良化防止の問題
 - 二 戦後の一般犯罪者と一般青少年犯罪者の傾向
 - 三 働く青少年の犯罪傾向とその原因
- むすび

はしがき

終戦後いちじるしく増加し、いまなお一途に増加の傾向をたどっている青少年の犯罪や不良化が、わが國の産業再建になつて各種の職場に働いている青少年にとくに濃厚であることを考へるとき、それは、青少年自身のためになげかわしいことであるのはもとより、わが

國産業再建のためにも、またその上にはじめて築かれる文化國家建設のためにも、深く憂えねばならない。

なにゆえに青少年のこのようななげかわしい傾向は増大して行くのであろうか。そしてこれに、なぜそれが働く青少年にいちじるしいのであろうか。

働くことの中にあるこのような要因を、はつきりとつきとめることができるならば、このような青少年を正しく向けなおすことができる、眞に有効で適切な方策も考えられ、また施すこともできるであらう。

われわれは、充分ではないけれども、働く青少年を不良化に導びいて行く要因を、働くことと自身のなかにつきとめる努力を、ここに、こころみてみたい。

一 労働問題としての働く青少年の不良

化防止の問題

年少労働者についてする労働保護の要點が、一般的にいって次のようなところにあるとすれ

労働する人間にまで育成するために、その労働の過程の中で保護を加えようとすることにあり、そしてそのことによつて本人自身の現在ならびに將來の個人的福祉を増大することを目的とするばかりでなく、現在および將來の社會的、經濟的利益の増大をあわせてくわだてようとするものであるとすれば、人間の生物學的側面ばかりでなく、倫理的側面をもまた保護育成するための手段が、その労働の過程の中で講じられなければならないことは極めてあたりまえである。

こゝに、労働保護の中で、このような倫理的考慮と實踐が手段の一つとして採られなければならないということの、一般的な理論的根據のあることが明瞭にみられるわけである。すなわち、働く青少年の不良化防止が労働問題として扱えられることの理論的根據がこゝにあるわけである。

また、現代までの産業機構の中にあつた、そしていまもなおある好ましくない諸條件によつて、年少の労働するものと人格の健全な發達が阻害されまげられてきたことについての歴史的事實や、またこれに關する社會科學および労働科學的諸研究の成果は、労働保護の中でもこのような問題が扱えられなければならない必然性を切實に示している。すなわち、こゝ

に働く青少年の不良化防止が労働問題として捉えられなければならない客観的必然性があるわけである。

そして、おまねく知られているように、労働基準法の年少労働に関する諸規定の中には、年少者を危険有害な業務に就業させることを禁止する規定が極めて重要な位置を占めており、これには、労働安全や労働衛生の面からする危険有害な業務に年少労働者をつけることを禁じて、先にのべたように生物學的側面からする年少者の成長を擁護しようとするばかりではなく、教育福祉の面からする有害な業務に對しても、年少労働者を就業させることを使用者に固く禁じて、年少労働者の倫理的人格の擁護と育成をはからうとしている企圖がみられる。

同法に基いてこれをさらに具體的に規定している女子年少者労働基準規則についてみるならば、年少労働者をつけることを禁じているこれらの危険有害業務のうち、労働安全からする危険業務としては四種類の業務の類型が指摘されており、労働衛生の面からするものとしては、一〇種類の業務の類型が指定されている。そして年少労働者の倫理的、精神的方面に有害な影響をおよぼすものとしては次の八種類の業務の類型が指定されている。すなわち、

(1) 酒類醸造の業務、(2) 焼却清掃または殺の業務、(3) 監獄または精神病院における業務、(4) 酒席に侍する業務、(5) 特殊の遊興的接客業における業務、(6) 公衆の娯楽を目的として曲馬または輕わざを行う業務、(7) 戸々についてまたは道路その他これに準ずる場所で歌謡遊藝その他の演技を行う業務、(8) 旅館、料理店、飲食店または娯樂場における業務。これらの業務の種類は年少労働者の教育福祉に對して特に有害な業務として指定され、これらの業務に年少労働者をつけることを固く禁じているわけである。

このような労働環境（狭義の）ばかりでなく、のちにのべるように、年少者に對しては労働條件もまた、というより労働の全般がすでに、かれらの精神のおよび身體的發展を阻害し、また人格的・道徳的・類級をもたらし重大な要因となつてきた歴史的事實にかんがみて、労働基準法に定められている年少者に對する労働の制限や労働條件の保護的規制もまた、この見地から充分に考慮されなければならないものである。

このように、近代の労働保護制度には、その重要な要素として、年少労働者に對する倫理的人格の側面に關する——はつきりとこれを明示した——保護の規程が含まれていて、倫理的・教育的有害條件を濃厚に含んでいるような労働環境から年少労働者と權力遠ざけることに

つとめると同時に、間接には年少者の働いている労働環境からもこのような要素をできるだけ取り除くように努力を拂つているのである。いまから一五〇年まえ、世界で最初につくられた工場労働に關する英國の労働法にも「徒弟の健康および風紀に關する法律」という名稱がつけられていて、働く青少年の倫理的人格の側面に關する保護が規定されている。

このように、働く青少年の不良化の問題は、たゞ教育、治安、そして社會福祉の問題としてばかりでなく、充分に労働問題の一環として——少くとも年少労働者の場合は——取扱ふことのできる獨自の問題性をもつてゐる。そして、先にものべたように、この問題は労働問題として指定されるに足る充分な理論的根據をもつてゐるばかりでなく、その客觀的必然性をもつてゐるとともに、現に労働保護に關する法制の中にすでにそれは現實的に歴史的社會的實踐として具體的に實現されているわけでもある。

青少年不良化の問題について、このような觀點から——すなわち、労働保護の問題の一環として——これからこの問題について具體的に述べてみたいと思う。

二 戦後の一般犯罪者と一般青少年犯罪者の

の傾向

戦争と敗戦による國民生活の荒廢のなかで、一般に青少年が行く手を阻す光を失い、混亂と錯迷の中にあえいでいる姿は、ひとりわが國ばかりでなく、世界の敗戦國のいづれにもみられる共通の現象である。

とくにわが國では、戦時までの濃厚な封建的遺制にみちた社會の中で、かたくなに導びきと強壓的なかせにつながれていた青少年たちは、終戦と同時に、自由と民主の名のもとに解放されて、まだ眞の民主の意義もわきまえかね、また自由と放縱との區別も認めかねて、あるいはこれらを識別することはできても眞に行動を律する自律的意志や責任能力の成育や自己訓練の足らないことなどのために——自主的、自律的意志や行爲は人間が封建的環境の中におかれればおかれるほど生長し發達しなくなるものである——その行爲は亂風を加え、社會的常識や社會的倫理——これらのものの自身の規準や尺度そのものが敗戦とともに、その基盤のぐらつきに伴つて流迷におちいり、まだふたたび確立されるに至つていないこと自身こ

そ、青少年たちの混亂した倫理的行動のもつとも根本的な原因であるともいえる——から逸脱したような行動をする青少年が多く、毎に犯罪青少年や不良化した青少年の姿が氾濫してきたわけである。

こゝろみに戦後の青少年犯罪の實相を犯罪統計の數字について伺うならば、全國檢察廳の犯罪受理人員をみると、一般犯罪者の數は日露戦争直後から年平均四、五%の速度で一途に増加の傾向を示してきて、昭和九年に最頂點に達した。しかし翌一〇年を轉機にふたゝび減少し始め、日華戦争の初期には一時この傾向は促進された。ところが昭和一四年を最低としてまたふたゝびこれは増加の傾向を表明してきた。しかし昭和一六年太平洋戦争への突入によりふたゝび減少し始めたが、昭和一八年よりまたやゝ増加してそのまゝ大した増減なしの状態で終戦にいたつた。

要するにわが國の犯罪者數は一般に増加の傾向にあつたが、戦時中は時とすると減少の傾向を示すこともあつた。この原因としては戦時の人心の緊張という主體的要因も他の諸要因の中に数えられるであらう。しかし、それが終戦を迎えたと同時に急激に爆發的に増大し、なお増加の一途を辿つてゐるのである。昭和七年から同一一年までの年平均を一〇〇とする

ならば、昭和一九年は七五、同二二年は一〇一、同二三年は一九九、同二三年は二八三の指数を示している。

これは一般犯罪者の傾向であるが、それでは青少年犯罪者の状況はどうであらうか。次にこれを犯罪統計に基づいて伺つてみよう。全国警察の検挙統計によれば、一般犯罪者とその傾向をこととして、一般犯罪者は戦時中は若干の減少傾向を示すこともあつたが、青少年の場合には戦時中から一途に増加の傾向をたどり、終戦とともにこれまた急激に増加しいまなお一途に増加の傾向を著しく示している。

これを数字で示せば、昭和一二年を一〇〇とするならば、昭和一三年（日華開戦初期）一〇五、昭和一七年（太平洋戦争初期）一四三、昭和一九年（同末期）一六一、昭和二一年（終戦第一年）一六一、昭和二二年（終戦第二年）二四〇、昭和二三年二六八、という指数を示している。

青少年の犯罪傾向が戦時を通じて一途に増加を示した原因について考えてみると、これは戦時産業のぼう大な増産のためと、軍事任務について戦場を離れて行つた成人労働者の穴うめのために、一般労働者としてあるいは学徒動員や勤労動員として、おびたましい数の青少

年たちが都市やその周辺の工場に進出したためとみられる。このようにして、好ましくなかった——特に戦時——労働環境、年齢不相應の高収入、あるいは家庭から離れた生活、そして工場寄宿舎の難居生活など、いづれにせよ直接間接に労働と結びついた生活の諸條件が、多くの青少年の犯罪や不良化を誘導していったものと考えられる點が多い。

そして、終戦とともに爆発的に増加した原因についてはこの項の初めに挙げたが、これをさらに抽象して云々は、終戦とともに急激に行われた、社會の客體のおよび主體の構造の變化と、これに對する人間の不順應的反應の現象としてこれを一般的に説明することができよう。そして人間的に未成熟な構造である青少年においては特にこのような現象が顯著であることが、終戦後の青少年犯罪の爆発的増大にみられるわけである。

次に、青少年犯罪の一般刑法犯に對する比喩をみてみると、昭和十一年が一〇%、同一年が二四%、同十一年が二五%、同十三年が二三%となつてゐる。

また全國の受刑者についてみると、一四歳から二三歳未満のものは、昭和十七年が六、六六七人であるに對して昭和二十三年には二六、八九三人となり約四倍もの増加を示している。

これを満二三歳以上の成年受刑者と比べてみると、昭和一七年が一七%であるのに、昭和二三年には三四%に飛躍している。

また警察統計についてみると、二〇歳未満のものは、昭和一八年の六一、三六六人、總數との比一八%から、昭和二三年には一二四、八三六人、總數との比二四%にまで増加している。

いづれにせよ青少年犯罪者は絶対數でも、また一般犯罪者と比較してみても、戦時を通じて増加し、終戦後は激増し、いまなお増加の一路にあることは顯著である。

なお、參考までに年少犯罪（二〇歳未満）の種別をみれば次の表の通りとなり、傷害、強盜、賭博、詐欺、横領などがめだつて多くなつておるが、窃盜もその中でい然として減少してはいない。

次の表をながめながら、そこに記されている數字を分析してみるならば、こゝにのべるまでもなく、終戦から現在までのわが國の社會的現實の中に生じた様々の現象をそのまゝ反映した寫眞をみるようである。

少年犯罪の罪種別調（二〇歳未満）

年別	罪種別	殺人	傷害	放火	強盗	窃盗	強姦	わいせつ	賭博	詐欺	横領	その他
昭和一八年		九四	二、九六八	三〇四	三七七	四、一三三	三三九	四九	二、九四一	一、五五三	一、二五六	五、六六六
昭和一九年		一七	三、六六八	一三	四三	四、八五三	三五四	四二	三、一六九	一、七六九	一、二四八	一、五五四
昭和二〇年		一四九	一、〇四六	五	四五四	四、八八八	二二八	三〇八	二、六五七	一、〇四四	五〇	六、四四四
昭和二一年		二四九	二、八七四	一六四	三、九三三	八、〇三三	二五八	三〇三	三、七二二	一、一六	一、二二三	三、六六四
昭和二二年		二六	三、〇五九	二六	三、八五二	七、五二四	二六八	一五	四、三三	二、九九九	一、二〇九	三、二七七
昭和二三		三五四	九、三二	一五四	二、八六六	九、〇五八	五八四	一	四、九二〇	四、二五	三、〇三〇	九、六六六
昭和二四年		三三〇	三、五五〇	一六	一、五八四	四、六五八	三四〇	一三	一、七五一	一、五八〇	一、〇〇九	五、六五八

註 昭和二四年は上半期の分

昭和二四年上半期青少年犯罪の罪種別調

年令別	罪種別	殺人	傷害	放火	強盗	窃盗	強姦	わいせつ	賭博	詐欺	横領	その他
二〇才以下 (a)	未満 (a)	三三	三〇才以上 (b)	三五四	一、二六六	10%	11%	11%	11%	11%	11%	11%
二〇才以上 (b)	五才未満 (b)	三三	三〇才以上 (b)	三五四	一、二六六	10%	11%	11%	11%	11%	11%	11%
則法犯 (c)	地裁 (c)	a	c	b	c	a+b	c	a+b	c	a+b	c	a+b
10%	11%	11%	11%	11%	11%	11%	11%	11%	11%	11%	11%	11%

働く青少年の不良化防止の問題

強姦殺人	四〇	五〇	一五四	二二〇	二六〇	四六〇
強姦強姦	四	六二	一四八	二八〇	四二〇	六九〇
強姦傷人	二四八	四四四	一、〇七七	二四〇	四二〇	六九〇
強姦	一、二五五	一、四〇〇	三、三三四	三八〇	四二〇	六九〇
強姦	三〇〇	三二二	六四二	三六〇	三三〇	六九〇
放火	一九六	五五	五二六	三八〇	一六〇	三六〇
傷害暴行	五、五〇〇	八、八八二	二七、五九八	二〇〇	三三〇	五二〇
強姦	四四、六八八	三二、七五五	一三三、四四三	三三〇	三三〇	五二〇
詐欺	一、六八〇	四、八二二	三三、三〇四	八〇	三〇〇	二八〇
強姦	三三	四四七	四、四四三	一〇	一一〇	一一〇
強姦	一、〇〇九	二、一八九	一一、二六四	八〇	一八〇	二六〇
賭博	一、七五二	四、四九九	三三、一五二	五〇	一四〇	一九〇
わいせつ	二二二	一、二二五	六九八	一七〇	一八〇	三六〇
その他刑法犯	三、六八八	六、九五五	三三、二二九	一一〇	二〇〇	三二〇

總計	二三年上半年	下半年
六二、六八	六〇、四三五	六二、三三一
六、三三	七、〇一四	六、八七〇
三三、〇六	三三、〇四一	三二、〇四九
三、〇		
三、〇		
四、五		

以上によつて、わが國の一般犯罪者の時的傾向と、その中での青少年犯罪者の數的傾向や犯罪内容の傾向などについて一べつすることができた。

三 働く青少年の犯罪傾向とその原因

終戦後激増した犯罪青少年は、一たいどのような社會的環境から多く出ているであろうか。この問題について、次に、犯罪統計をのぞいてみよう。この問題は勞働と青少年の犯罪との關係、一般青少年と働く青少年との間にどのように犯罪傾向に差異があるであろうか、という問題について解答を求めるに最も必要な事柄である。

警察統計の示すところによれば、終戦後はその絶對數からするならば、かゝつて、工場労働者の犯罪數は減少して、農業や無職者の犯罪數が増加しているようにみえる。しかしこれ

は、終戦後労働動員の解除により、あるいは戦時産業の停止などにより、多数の青少年が工場から農村に復歸したことなどに、その原因が求められるであろう。

次の表についてみれば、昭和一九年の工場労働青少年（二五歳未満）の犯罪数四二、七八六人は、同二〇年から減少傾向に入り、同二三年には一三、四一八人と半分以上に減少しているのである。

しかし、この数字は工場労働青少年の犯罪者の絶対数であつて、工場労働青少年總数に対する犯罪青少年数の比ではないのである。

戦時中、産業に動員されていたおびただしい工場労働青少年の数を考えてみるとき（残念ながら戦時中の貴重な資料がほとんど散いつてしまつたので、その正確な数字を把握することは甚だ困難である）、これと比べて戦後の産業の衰滅状態や復員成年労働者との戦場の置き換えなどによる、工場労働青少年の減少から推察すると、全工場労働青少年数に対する犯罪工場労働青少年の数の比は、終戦後決して低下したものとは考えられない。

まして、「その他の有職者」の犯罪数の著しく増加していることから考えると、一般に働く青少年の犯罪ははつきりと増加しているということができよう。

昭和一八年以降犯罪青少年（二五歳未満）の職業別詞

年別	職業別					
	學生、生徒	工場労働者	店員	農	その他	計
昭和一八年	一六、三五	三〇、五四	二、六四〇	八、一四	三、六二	九七、六四
昭和一九年	三〇、五五	四三、八六	一、四二五	八、一五	三、二五	一三、六七
昭和二〇年	二二、九七	二六、五四	七三	七、七八	一五、六三	八三、〇七
昭和二一年	一五、五一	三、〇六	八、〇三	三六、〇四	六、六一	二四、五六
昭和二二年	三〇、四六	三、七五	四、〇五	三三、八九	五八、三八	二〇五、七四
昭和二三年	二、二六	三、四八	八、二五	三三、二五	三、四四	一三、七一

註 無職者のなかには、いわゆる閑居が含まれている。

なお右の表についてみるならば、昭和二三年の學生生徒の犯罪者数は一一、三九六名であり、工場労働青少年の犯罪者数は一三、四一八名である。これと同年の全學生生徒の総数との比、および全工場労働者数との比についてみるならば、同年の新制高校、舊制中學校、中

學校、小學校だけの全衛生徒数の總数は、文部省統計によれば大體一、六〇〇萬程度であり、そして年少労働者の總数は総理廳統計と労働省統計とを綜合して推計してみても大體一五〇萬人程度であることからみて、工場労働青少年の犯罪者数の比は、一般青少年犯罪者数の比にくらべて極めて高いことが考えられる。

なお、家庭の經濟狀態、生活程度と犯罪青少年との關係についてみれば、左表にみられるように、昭和二十四年一月から三月までの全國警察（五府縣を除く）の統計によると、いわゆる下流家庭のものが三九%で最高を示しており、中流の三五%、上流の一三%、極貧の一・一%、極富の一%という順序となつてゐる。

極 貧	下 流	中 流	上 流	極 富	計
二、四二一人	八、四八八人	七、四四四人	二、七五五人	二九人	三、三、三〇三人
二%	三九%	三五%	一三%	一%	

これで見ると、いわゆる下流家庭にもつとも犯罪青少年が多く、次に中流家庭から多くでゐることになつてゐる。ところが、下流家庭や中流家庭といわれる家庭の子弟にこそ、幼

くして働かなければならないものが最も多いことは明かである。このことからしても、労働しなければならぬ青少年に犯罪数が多いことがうなづけるわけである。

次に、これら働く青少年に一般青少年と比べてなぜ犯罪者数が多いか、かれらをこのような傾向に導くその要因について考えてみよう。

第一に考えられることは労働環境（狭義の）に含まれている好ましくない諸条件である。そして労働条件もまたこれと無関係ではない。最初に掲げたように、業務の性質や労働環境が明かに教育福祉に有害な要素を特に濃厚に含んでいるものについては、労働基準法もこれに年少者の就業を禁じて、そのような業務環境からうける悪影響を防止しているが、このように特別な条件の環境でなくても、一般に労働する青少年は、学校などという特に青少年のためにつくられためくまれた条件の環境に生活する青少年に比べて、その大部分の生活をさまたまな好ましくない条件を変えた環境の中で生活しなければならぬので、未熟な精神の生長の段階にあるかれらが、知らず知らずにならにそれから受ける影響は大きいものである。

青少年の普通の労働環境にあるこのような好ましくない諸条件の最たるものは、その職場で先輩としてあるいは指導者としてともに働いている成人のある者たちであるということが

できよう。——この考えかたは極めて常識的ではあるが——。

とくに終戦直後の社會的および經濟的混亂時に青少年労働者がうけたこれらからの影響は、特に大きなものであつたであらう。そしてそれは一時的なものとしてだけでなく、終生これらの青少年に刻みつけて消すことのできない影響を與えた場合もあるであらう。まだ固まらない青少年の心には少しの傷でも終生そのあとを残すものである。

たとえば、あの終戦直後の混亂の時期には、一般に成人の社會では、軍需資材の持ちだし、やみ賣り、それらの仲介など、むしろその方が常識であり、いさゝかも不道德的行爲とは考えられていなかったばかりか、「正直者の馬鹿」こそかえつて非常識とすら考えられていた。それらが青少年に及ぼした影響には計り知れないものがあるであらう。

それは成長の途上にある青少年の本質的な倫理的思考機能や判断力の根を損傷し、その後のこれらの成長を大きく阻害したに違いない。

このようにして傷けられた心は、その後の混亂の段々と回復して行つた社會情勢のなかでも、もはや善悪を明確に識別することもできず、また直観することもできないで、犯罪を犯罪としてわきまえることもできず、青少年を犯罪に導いて行つていたのである。

青少年を不良化に導く原因としては、この他寄宿舎生活の問題、夜業の問題など、いわゆる風紀に關係した労働條件や労働環境の問題が常識でも考えられるし、また自治や自主の名によつて従来の強い規制から開放された職場の青少年が、先にのべた一般青少年の場合と同じく自治や自主能力の未熟なために陥る行動は、大きくその不良化傾向と關係することも考えられる。

しかしこのような労働環境や労働條件に關する常識的な解釋だけで働く青少年の不良化の根本的要因が分析し盡されるものではない。次により深く掘り下げてみたい。

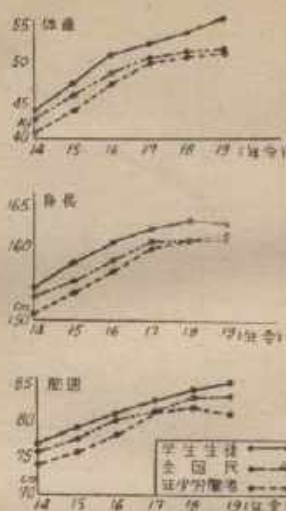
近代の労働保護は、その歴史の最初から年少者の労働の問題をとりあげなければならず、そして年少者に關する労働條件や労働環境の保護的規制がその内容として最も重い位置を占めなければならなかつた必然性こそ、やはり働く青少年を犯罪や不良化に導く根本的な要因と同じところにあるものである。

働く年少者に關する労働保護は數個の要點を含んでいるが、あまねく知られている通り、その中で最も重要と認められるものは、労働の最低年齢の制定、および労働の保護年齢の制定とこれに伴う数々の労働條件の保護的規制である。

働く青少年の不良化防止の問題

このような労働年齢の制定や保護的労働条件の制定が施されなければならない必然性は、常識でも考えられるし、また近代の社会、労働の諸科学の歸結によつても裏付けられていることでもあるが、それは、幼い者が働くことによつてその身体および精神的發育を障害され、

全國民年少労働者及び學生生徒の
體力検査比較表（一）



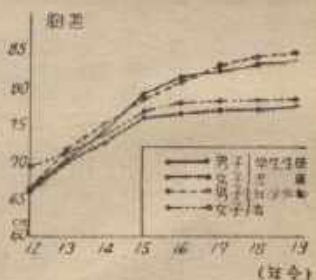
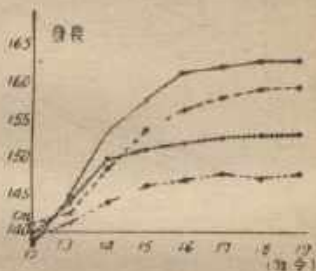
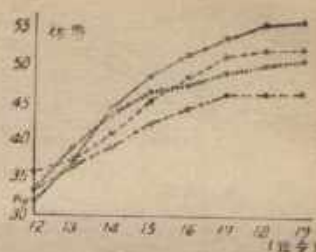
(昭和十七年厚生省健康局)

または停止され、あるいはその人格を廢たしに導びいて行く事實の中にみいだすことができる。

現代の最も信頼できる労働科学者の研究結果によれば、いわゆる年少期には、身體の外形および内部機能の發育に多大のエネルギーが消費されるために、この時期に適正でない外的労働負担が加えられるときは、個體の發育はいちじるしく障害せられる。適正な環境と陶冶のもとにある學校生徒の身體的發育に比較して、この時期に適正でない労働環境の中に生活している労働年少者の身體的發育は著しく低劣となつているのである。

(表(一)(二)参照)

男女別年少労働者及學生生徒兒童の體力比較表(二)



年少労働者 昭和十年度 社会保険部
 學生生徒兒童 昭和十一年度 文部省

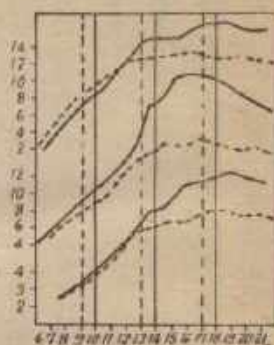
このことは同じく精神的機能の成育——知能、人格など——についても明確に實證されて
 いるのである。

「再認」、「推理」、「直観的洞察」などの精神的機能の發達は、年少期において最も大きな
 發達を遂げ、この時期の終り頃一應その發達の頂點に達するものである。

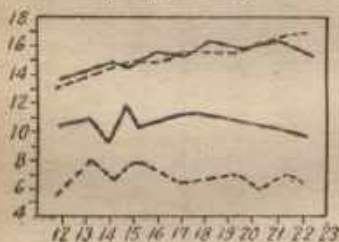
この時期に在學したものと工場労働に従事したものとを比較してみると、労働に従事し

しくなつてゐるのである。このことは圖表をみれば一目りようぜんとなるであらう。
 (圖表参照—労働科學研究所調査・勞研第十二冊第一號)
 「人格」の發達についても、わが國の權威ある労働科學者の一人は次のような意味のこ

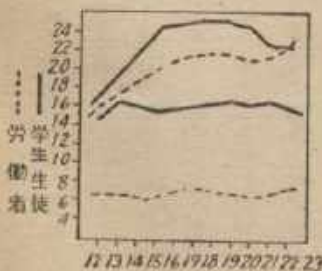
知能の年令的發達



再認の發達の在學者と在職者との比較



推理能の發達の在學者と在職者との比較



たもののこれらの機能の發達は著しく歪められて、在學するものよりもいちじるしく低劣となつてゐる。
 をして、この兩者のへだたりは、「再認」などという比較的單純な精神的機能よりも、「推理」とか「洞察」などという複雑な知能はますます甚

とをのべている。

青年期の精神的發達の特徵は、自我の發見と精神的なものへのあこがれであり、自律的計畫の樹立と責任ある自主的仕事とに對する欲求が燃えさかるにもかゝらず、現代の産業機構内の諸條件は、このような青年の心理に對して背反していること甚しいものがある。そのために、年若くて産業的労働に従事した青年には、このような青年期の精神的展開が到來せず、かれらには精神的なものへのあこがれもなく、精神的向上もねがわず、人格の獨立への欲求もなく、たゞ身體的早熟（精神の發達に比べて）と性的早熟とがくるばかりであり、身體的力量の誇示と感覺的享樂への欲求に終始するのみである。年若く今日の産業的労働に就かせることは、人格の青年期の發達を阻害すること甚しいものである。今日の産業のために明日の社會民衆の人格が歪曲せられ、その鋭敏さが削除されて行くことはとうてい忍ぶことができない。

このような切實な諸事實に裏付けられ、また、その他の社會的、經濟的必然性から、いくたの歴史的變遷を経たのち、やうやく現在の労働の最低年齢と保護年齢の制定、および労働條件の保護的規制などの諸制度が、働く年少者の保護のために確立されたわけである。

以上のべたように、年少労働者に對して、年齢による労働の制限や労働條件の規制がなされなければならなかつた必然性こそ、働く青少年を一般の青少年よりも犯罪や不良化により導びき易くする根源と同一基盤のものであることが明瞭である。

要するに、いままでの、そして現在の社會、經濟の構造のなかでは、特定の労働環境ばかりでなく労働それ自身の全般が、あるいは労働の意義そのものの中に、その中に働く青少年を必然的に犯罪や不良化に導いて行こうとする要素を濃厚に含んでいるのである。

成人労働者にとつてすら、現在の労働の意義は、かれ自身の眞の生活そのものではなくて、生活の犠牲ですらある場合が多く、眞の生活は労働の終了後の一ぱいの「カストリ」から始まるとさえることのできる場合が多いのである。

働くものが、生きがために、かれ自身の生命の活動である労働の力を、たゞ一個の商品として、日々賣らなければならぬことが、いまの社會の「労働」の實相であるとするならば——労働の力と一しよに、自分自身がその所有者に賣られていた時代の労働にくらべれば、格段のことと悦んでよい状態となつたとはいへ——人間の本然の欲求である自律的労働や責任

ある自主的働きの欲求を實現することのできないこのような労働の中では、人格の高揚や發展の意欲はじよじよに磨滅してついには人格の荒廢を導くのは當然といわなければならぬ。成人労働者にもこのような経過がみられるとすれば、年若い労働者にはそれが一層いじりしく、一そう急激にくるのは當然である。働く青少年の不良化の根本要因はこゝにあるわけである。

労働保護の法制によつて強く規制されているとはいへ、なおその底に、あるいはそのわく外に、このような様相を濃くふくめている労働のあることを、いまでもなお否むことはできない。

むすび

以上にのべたことを要約し、また必要に應じて補足すれば、まずはじめに、犯罪統計的にも次のことが實證されることをのべねばならない——すなわち、一般犯罪者の数も年とともに増加し、終戦に伴つて一層甚しくなつてきたが、青少年犯罪者の増加は特にいちじるしく、ことに終戦後の増加は爆発的である。そして、その中でも働く青少年のこの傾向は一層いじ

じむしいものである。

では次に、青少年になぜこのような傾向がはなだしくなつてきたのであろうか。

これを青少年の個體外にある要因からみてゆくと、戦後の社會的經濟的構造のいちじるしい變化にともなう、社會的倫理基準そのものの變化がまずあげられる。

ふるい倫理的觀念や倫理的尺度は全くその權威をうしない、あるいは、ときとすると全く逆の意味をすらもつものに轉化したのである。

そして新しい倫理はまだ充分に權威をもつまでに確立されてはおらず、さらにそれだけではなく、世界の經濟的構造、政治的構造、そして社會的構造が多様であるように、また同じ社會にあつてもたがい矛盾し對立する多くの層があるように、新しく示される倫理の尺度や方向も、それによつてまた多岐である。

いままで「善」であつたことが、いまでは「善」ではなくなつた。それではどんなことが新しい「善」であらうか、それもはつきりとはしない。なおそのうえに、この質問にたいして、新しい「善」とはこんなものであると示す者があつても、ほかのものは、それは「善」ではない、それはかえつて「惡」であるとさえいう。

これでは、青少年たちが、どうしたらよいか迷うのはあたりまえである。

青少年たちにとつては、かれらの犯罪や不良行爲は、「不良」でもなければ「犯罪」でもないものが多いとさえいえるわけであり、ときとするとその正反對に、積極的な「善」であることすらあるといえるであらう。

終戦後の青少年の不良化の最も大きな原因の一つを求めるとすれば、まずこのようなところに、社会的な主體的な要因がみつけたされるであらう。

もちろん、このような主體的なものの底に、基礎的な客體的な要因があつて、それこそがもつとも根本的なものであることはいうまでもない。しかし、その分析はいまさらこゝに行ふ必要もないであらう。

そして次には、先にもののべたように、極めて常識的な考えではあるが、大人たちが演じてみせる「偽善的」な猿しびいである。

口には道徳をとなえ、倫理をといっている、そして自分自身は指導者であるとうぬばれている、社会の、そして職場の、「指導者」自身が、何よりも大きな青少年たちの「犯罪」と「不良化」の「指導者」である場合が少くないことである。

それでは次に、青少年の中でも働いている青少年たちに、なぜ一そう不良化するものが多いのであろうか。

いままでの世の中では、幼くして働かなければならないものたちは、めくまれて學校に學んでゐるものに比べて、身體の成長も、そして精神の發達もいちじるしく劣つたものとならなければならぬ。

このように、働くことによつて阻害された精神——知能、感情、意志、そして人格を含む——に、果していまの世の中の複雑にしてまさに「怪奇」な諸相の中で、行動の善惡が正しくみわけられるであらうか。働く青少年がとくに不良化し易いのは、このようにきわめてあたりまえであるともいえよう。そしてそこには經濟的なものが様々のかたちで係りあつてゐることは勿論である。

なお、眞に人間的な労働の實現の許されない、たゞ物として買ひとられた労働の中で働かねばならないとき、青少年にとつては犯罪や不良化行爲はこのような悦びのない労働の苦痛から脱却するにげ道としての意味をさえもつてくるであらう。

その他、労働の過程を通じて、青少年が経験する勞資の對立や社會的諸層間の對立なども、

青少年に不良化にまいり、勤働となることもある。

また最初につけた、労働環境や業務の種類に含まれた有害要素の直接間接の影響も働く青少年の犯罪や不良化の大きな誘因であることは否めない。

その他さまざまな要因が分析し出されるであろうが、こゝにそれを列挙する紙数をもたない。

いままでのべたような、雇用労働に働く青少年の不良化に關する一般的な問題の外にも、なお、働く青少年の不良化の問題と緊密に關連している特殊な労働の問題がある。それは街頭労働の問題、最低年齢に満たない働く児童の問題、義務教育未終了の働く児童の問題、働く児童の人身売買の問題、青少年の失業の問題などであるが、このこととくが青少年の犯罪や不良化と無關係の問題ではない。その他問題は数かぎりなくあるけれども、こゝにその一つ一つについて詳しくのべている紙数はないので、それは他日の機会にゆづりたいと思ふ。

いままでに、青少年ことに働く青少年の不良化の要因とみられるもの——個體の内因的なものでなく個體外の環境に含まれる要因について——を不十分ながら拾つてみた。

これらの要因について考えてみると、そこから、それではどのようにして働く青少年の犯罪や不良化を防止し、正しい方向に導くことができるであろうか。その対策についての考えは當然浮んでくるが、眞に現實に効果のある具體的対策の樹立は仲々困難である。

もちろん、働く青少年たちに、「修身的」あるいは「思想善導」的な偽善的御説教の機会を與えるといった手段だけでは何らの目的を達することも困難であるのは自明である。

たゞいえることは、直接「不良化」防止をねらうだけの行き方ではだめであつて、労働環境、労働條件あるいは労働關係といわず、労働状態の全般を合理化し向上させ、さらに、労働のもつてゐる社會的また人間的意義をも發展させ、青少年が悦びとともに働くことができるように労働の場をととのえなければならぬということである。それは、先に拾ふことのできた不良化の根本的要因がどこにあるかをみれば明かである。その意味で、當面の手段としては、労働基準法の趣旨を尊重し、その法に規定されている諸基準を足がかりとして、その基準よりもさらに高く、その基本精神を労働の諸状況の中に實現するようにつとめることが、一般的ではあるが、當面効果のある最善の道ではないかと思われる。

しかしながら、働く青少年の不良化の問題が、たゞ當面の「政策」の限界の中で根本的に

解決するものであるとは考えかねる。その根本的解決は大きな歴史の課題であろう。とわいて、當面の現実的な対策のために最善の努力をつくさなければならぬことはもちろんである。

（勞働省婦人少年局年少労働課）

年少公務員のために

粕谷孝夫

一

「年少公務員のあり方」について書くように依頼されたのであるが、公務員である以上、年少者であろうと、青壯年者であろうと、將又老年者であろうと、このあり方に何等差異はないであろう。公務員は憲法第十五條にある通り、すべて國民全體の奉仕者である。従つて、そのあり方としては、國民全體の奉仕者たるにふさわしいあり方をしなければならぬといふことになる。

終戦を契機として、わが國の色々の制度が民主主義の方向に變革されてきたことは、誰でも知つてゐる通りである。ところが、この民主主義という言葉について、その解釋が、人によつて千差萬別のように、各々自分の都合のよいように、これを解釋しているのではないか

とさえ思われる。自分の都合のよいことは、すべて民主主義であり、自分に都合の悪いこと、耳にいたいことは、すべて反動的で、封建的で、反民主主義であると解釋しているのではないかとさえ思われる。あるいはまた、自分の勝手氣儘に振るまうのが民主主義であり、少しでも秩序をたてようとするのは反民主主義的であると思われているのかも知れない。終戦後、色々な方面に混亂が起つて來たのは、民主主義の本義を正確に把握していないためではないだろうか。

官吏制度も亦、終戦と共に變革されるべき制度の一つである。民主主義制度の下においては、公務員は、國民全體のなめに奉仕するものである。このことは、新憲法に明確にうたわれている。終戦前は、「天皇の官吏」として、天皇に代つて國民を統べ治めることが、官吏の任務であつた。ところが、今度は國民全體の奉仕者となつた。國民全體のために、サービスすることをその任務とするのである。従つて、その名稱も、公務員と呼ばれることとなつた。「天皇の官吏」より公務員へ——これがわが國官吏制度改革の方向である。その名前の違い以上に、官吏と公務員とは、その本質に根本的な相違があるのである。終戦と共に、わが國官吏制度もまた百八十度の轉換をなすこととなつたのである。

國民全體の奉仕者としての公務員として、われわれはいかにあるべきか。この點については、民主主義についてと同じように、各人まちまちに考え、その間に何卒統一するところがなく、そのため終戦以來公務の運営に、色々と混亂が起つたのではないかと思われる。

しからば、國民全體の奉仕者としての公務員は、いかにあるべきか。これに解答を與えるのが、昭和二十二年十月第一國會で制定され、その後、昭和二十三年第四國會で改正された國家公務員法である。この法律は、新しい民主主義國家としてのわが國に、ふさわしい公務員制度をうちたてんとするものであり、この新しい制度の下において、國民全體の奉仕者としての公務員が、いかなるあり方を要請されてゐるかがその中に明示されている。

ここでは、先づこの國家公務員法のうちたてんとしている新しい公務員制度は、どんなものであるかを概観し、この新しい制度の下において、いかなる公務員のあり方が要請されているかをみ、最後に、年少公務員にとつて、この新しい制度がいかなる意義をもつものであるかについて考えて見ることにしたい。

そこで、この小論の標題も「年少公務員のあり方」とせず、「年少公務員のために」とした次第である。

國家公務員法は、その第一條において、「この法律は、國家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し、職員がその職務の遂行に當り、最大の能率を發揮し得るよう、民主的な方法で、選擇され、且つ、指導さるべきことを定め、以て國民に對し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。」と述べている。これを一言でいえば、公務の運営を民主的に、且つ能率的にするための公務員制度を樹立しようとするのである。

公務の民主的且つ能率的運営とはどういうことであろうか。先づこの點を解明しておきたい。

そもそも、民主的な國家においては、國民が最高權者であることはいうまでもない。國民はその意思を、その自ら選んだ代表者で構成される國會を通じて表明することとなる。この意思の表明されたものが、法律である。この法律を國民に代つて、國民のために執行する任に當るのが公務員である。従つて、公務員は、この法律を忠實に執行しなければならない。

次に、公務は一部のものの獨占すべきものではない。國民はすべて、能力さえあれば、誰でも平等な立場で、公務員になれる機会が與えられなければならない。第三に、一たび公務員になつた場合、部内の昇任は、その者の能力の實證にもとづいてなされなければならない。一部の者に特別の資格を認め、他の者と區別して取扱われるようなことはあつてはならない。また公務員は、國民の信託にもとづいて、公務を遂行するものである以上、その行動がいろいろ規制されるが、その待遇は、あくまで公正なものでなくてはならない。最後に、公務員は、國民全體の奉仕者であることはいふまでもなく、國民に對してはあくまで親切でなくてはならない。公務の民主的運営とは以上のことをいうのである。

公務の能率的運営については、公務を運営して行く費用は、國民の税金によつて賄われてゐることはいうまでもない。従つて、できるだけ少い費用で、最大の効果をあげるように、公務が運営されることは、國民にとつて最も望ましいことであらう。特に、公務員の仕事の内容が、非常に複雑多岐となり、國民の日常生活に密接な關係をもつのみならず、國家全般に關係する諸政策——例へば、經濟開發、通商、金融等々——に關與することになつてゐる今日、この公務の運営が能率的であるかどうかということは、國家が繁榮するかしないかと

いうことに、重大な關係をもつこととなる。

國家公務員法においていう公務の民主的且つ能率的運営とは、以上のような意味である。かかる意味における公務の民主的且つ能率的運営を國民に保障するため、國家公務員法はいかなる公務員制度を樹立しようとするのであらうか。

先づ、政府職員の仕事は、その種類及び複雑と責任の度に應じて分類整理する職階制を確立し、この職階制を基盤として、任用、給與その他の人事行政を運営せんとするのである。

これ迄の官吏制度においては、人事行政を運営する場合、職員がどのような仕事をするかという仕事の面は、殆ど顧みられなかつた。大學卒業者であるとか、専門學校卒業者であるとか、中等學校卒業者であるとか、あるいはまた、普文合格者であるとか、高文合格者であるとかというようなことが、主として考慮されたのである。轉任、昇任の場合に、その人がこれまでどのような仕事をし、またこれからどのような仕事をするかというような仕事的面については、殆ど考えられなかつたといえるのではないかと思われる。

ところが、公務員の仕事の内容が複雑多岐となり、經濟の面、金融の面、通商の面、その他いろいろな方面に關與しなければならなくなり、公務員に相當の専門的知識を必要とする

ことになる、公務員の仕事そのものについて調査研究し、その仕事を基礎とした公務員制度を作らなければ、公務員に課せられた職務の遂行に萬全を期することは困難である。

國家公務員法の意圖する新しい公務員制度の狙いは正にこゝにあるわけであり、仕事を中心とし、これを基盤として公務員制度を築きあげて行こうとするものである。仕事を中心とするということは、職階制を樹立することにはかならない。

政府職員が八十七萬あれば、八十七萬の仕事をしているということになる。しかし、その仕事には同じようなものも、また違つたものもあるわけである。そこで、仕事の種類及び複雑と責任の程度によつてこれを分類し、同じような種類の仕事で、複雑と責任の程度が同じようなものを一つにまとめる。これを専門語でいえば、仕事をその種類及び複雑と責任の程度に応じて分類整理するといふのである。このように分類整理してみると、職員の仕事の状況が、はつきりする次第であり、新しい公務員制度では、このはつきりした仕事を基礎として、人事行政を運営して行こうとするのである。

國家公務員をめざす新しい公務員制度が、これまでの官吏制度と根本的に相違するものである所以の一つは、こゝにある。

この職階制が、一たび確立されると、職員の名すべき仕事は明白となり、その仕事をなすには、どういう資格要件をもつたものが必要であるかということも明白となる。そこで、

この明白となつた資格要件を最もよくそなえた者を探しだして仕事につけるのが任用ということになるのである。この任用關係については、國家公務員法は、成績主義（メリツト・システム）の原則を採用し、職員の採用、昇任は、あくまで能力の實證にもとづいてこれを行うこととしてゐる。特に、職員の採用試験を行う場合には、一定の資格要件のある人なら、誰でもこれを受けられるように、平等の條件で公開されなければならないこととしている。

けだし、すべての國民に、能力さえあれば、誰でも平等な立場において、公務員になれる機会を與えることは、民主主義の要請するところであり、またできるだけ廣い範圍から優秀な人材を求めることは、公務の能率化に寄與する所大なるものがあるからである。昇任の場合にも、能力の實證にもとづくことになるので、これまでのように、一定の資格——例えば、高文合格あるいは普文合格——があれば、自然に昇任して行くのではなく、能力の實證によることとなるのである。従つて、職員は誰でも同じ立場で、その能力によつて昇任して行くことになるのである。

職員の給與は、これまでその資格や學歷にもとずいてきめられていたのである。ところが、國家公務員法においては、仕事を中心とした公務員制度を樹立しようとしており、給與もまた、仕事に對して支拂われることとなつてゐる。職階制によつて、職員の仕事は明白となることは前述した通りであるが、この明白となつた仕事に對して給與が支拂われることとなるのである。仕事に對して給與が支拂われる結果として、同じような仕事に對しては同じような給與が支拂われることとなる。(これを Equal pay for equal work と云ふ)。これまでありがちなあつたように、省廳によつて職員の給與の程度が違ふというような不公正がなくなる。仕事に對して給與が支拂われるということになると、職員が仕事をなすべき勤務時間を嚴守することが要請されるのは當然のことである。

新給與實施に關する法律にもとずいて運用されている現在の給與制度が、國家公務員法の意圖してゐる職階制にもとずく給與制度であるかの如く誤解している向もあるようであるが、國家公務員法の意圖している給與制度は、職階制の實施をまつてはじめて完全に確立されるのである。

これを要するに、職階制により職員の仕事を分類整理し、仕事に對する一定の資格要件が

定められる。その資格要件を最もよくそなえた者を、能力の實證にもとずいて選び、仕事につかせる。給與は、その仕事について定められることになるのである。

しかしながら、こゝで忘れてならないことは、仕事についた人は、機械でなく人間であるということである。この人間が、喜んで最大の能力を発揮して働けるような施策が必要となる。國家公務員法は、この點に着目して、職員の能率の發揮増進のための方策を定めている。

その方策の第一として、勤務成績の評定があげられている。勤務成績の評定については、以前からこれを實施している所もあるようであるが、これまでは、各人のなすべき仕事の面が明かになつていないために、やゝもすれば個人の性格とか人格とかに重點がおかれ、主觀的要素が多かつた。しかし、職階制が實施されれば、各人の仕事の面が明白となり、各人の仕事振りとその地位に期待される仕事量との比較が容易となり、評定も主觀的な要素が少くなることと思われる。もし評定の結果、職員の仕事振りに不十分な所があれば、これを研修したり、仕事振りが優秀であれば、これをさらに奨励する措置がとられることとなる。

次に、教育訓練があげられている。これは、英語の「トレーニング」にあたる言葉である。

職員が、その仕事を能率的になしうるように、適切な考え方や態度を培い、あるいは知識、技術を磨くことが「トレーニング」である。これは、職員の能率増進に直接寄与するものであることはいふまでもない。

次に、保健、元氣回復（「レクリエーション」）、安全保持及び厚生に関する計畫があげられている。これらは、職員が人間として、安心し満足して働くことのできるような勤務環境を作り出し、以て職員個々人の能率増進に寄与しようとするものである。

これを要するに、實際に仕事をするのは、人間である職員個々人であるということに着目して、これらの職員が能事を發揮増進するように、直接これを指導し、あるいは勤務環境を整備して、間接的にその能率増進を図ろうとしているのである。

三

以上のような構想の下に、新しい公務員制度が立ち立てられつつあるのであるが、この新しい公務員制度において、國家公務員としては、いかなるあり方が要請されているのであるか。

憲法第十五條は公務員の根本的性格として、「すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と規定している。國家公務員法もまた憲法のこの規定の趣旨をうけて、服務の根本基準として、その第九十六條に、「すべて職員は、國民全體の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。」と規定している。これは、國家公務員の根本的性格を明示したものであり、こゝに公務員の一般民間會社職員と違ふ性格がある。このことは、一昨年七月二十二日附芦田内閣總理大臣宛マツタースー元帥の書簡にも明かに指摘されたところである。すなわち、同書簡において、マツタースー元帥は、「その勤務を公務に捧げるものと私的企業に従うものとの間には顯著な區別が存在する。前者は國民の主權に基礎をもつ政府によつて使用される手段そのものであつて、その雇傭せられる事實によつて與えられた公共の信託に對し無條件の義務を負ふ。」といつてゐる。

このことから、公務員は、公共の利益のために勤務するにふさわしいあり方をしなければならぬということになる。

前にも述べた通り、民主主義制度の下においては、國民が最高權者であり、國民は、その

意思を、自ら選んだ代表者で構成されている國會を通じて表明することとなり、その意思の表明されたものが法律ということになる。この國民の意思を國民に代つて、忠實に執行するために、國家公務員があるわけである。これまでは、官吏は、主權者たる天皇に代つて、國民を統べ治めることがその任務であつた。しかし、公務員は、主權者たる國民に代つて、國民の意思を忠實に執行するのがその任務である。これまでありがちであつたような、一段と高い所から國民に臨むというような態度は、公務員としてありうべからざるものである。公務員としては、國民に對してあくまで親切でなくてはならないという要請はこゝから生れてくる。

このように、性格が、天皇の官吏より國民全體の奉仕者へと轉換したことに伴い、われわれ公務員の地位が下つたかの如く思うものもあるかも知れない。しかし、公務員は國民全體の奉仕者として、公共の福祉のために勤務する地位にあるものであり、この仕事は、名譽あり、生甲斐あるものであることはいちまでもないであらう。

國民全體の奉仕者たるべき國家公務員の根本的性格につき、政府職員一般が充分にこれを認識せず、ややもすれば、公務員を一般民間會社職員と同じように考えたため、終戦後の色

々の混亂が起つて來たことと思われる。

國家公務員のあり方に關連して、最も多く論議されたのは、職員團體と政治行為の制限に關する問題である。

職員團體については、マツクアーサー元帥は、前記書簡において、「國民はその利益と福祉のために政府活動のうちに秩序と聯絡が維持せられることを要求する。公務員の上にはこの國民全體に奉仕する義務が負わされている。これは最高の義務である。彼等自身の職務が政府の機能に關係するものである以上、公務員の爭議行為は、彼等自身において、要求が満足せられるまでは政府の運営を妨害する意圖のあることを明示するものにはかならない。自ら支持を費つた政府を擁護せしめんと企圖するこのような行為は想像し得ないものであると同時に許し得ないものである。」との米國大統領フランクリン・ルーズベルトの言葉を引用して、「余はこの見解に全面的に賛成である。雇傭もしくは任用により、日本の政府機關もしくはその從屬團體に地位を有するものは、何人といへども爭議行為もしくは政府運営の能率を阻害する渾沌戰術その他の紛争戰術に訴えてはならない。何人といえどもかゝる地位を有しながら日本の公衆に對しかゝる行動に訴えて、公共の信託を裏切るものは、雇傭せられ

ているがために有するすべての権利と特権を抛棄するものである。」と述べ、さらに、「すべての政府職員は普通法に知られているいわゆる團體交渉の手段は公務員の場合には採用出来ないものであることを理解せねばならぬ。團體交渉は國家公務員制度に適用せられるに當つては明確なそして變更し得ない制限を受ける。政府の性質並びに目的それ自身がその行政運営に當る官吏をして政府職員の團體との間の協議もしくは交渉において使用主を代表し、またはこれを拘束することを不可能ならしめている。使用主は、全國民である。國民は國會におけるその代表者により制定せられる法律によりその意思を表明する。従つて行政運営の任にある官吏も雇傭せられているものも、ひとしく人事に關して方針、手續ならびに規則を定める法律によつて支配せられ、指導せられまた少なからざる場合において制約を受けている。」とのルーズベルト大統領の言葉を引用している。

このような見地から、國家公務員法は、政府職員は、政府が代表する使用者としての公衆に對して同盟罷業、怠業その他の爭議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならないと規定しているのである。

しかしながらマツタアーサー元帥は、その書簡においてさらに、「公務員たるものが、自

もしくは選ばれた代表者を通じて、雇傭條件の改善を求めんかために自由にその意見見解もしくは不満を表明する個人的もしくは團體的の助けらるることなき權利を有しない意味ではないことを明確に了解せられなければならない。この權利は民主主義社會に固有のものであり奪うべからざるものである。」と述べている。

國家公務員法もまた、職員は、組合その他の團體を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができ、職員は、これらの組織を通じて、代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務條件に關し、及びその他社交的厚生の活動を含む適法な目的のため、當局と交渉することができるとしてゐる。

國家公務員が、國民全體の奉仕者であり、國民の意思の表明である法律を忠實に執行することとしての任務とすることは、すでに繰返し述べた通りである。國民全體への奉仕者である關係上、職務の執行に當つては、中立公正でなくてはならない。この中立公正にかくるところがあり、一黨一派に偏するようないことがあれば、もはやそれは、國民全體の奉仕者とはいえないのである。こゝに公務員の政治的中立性が要請されることとなる。公務員が自由に、特定の政黨を支持し、特定の内閣に反對することができるとするならば、一部の奉仕者

であつて、全體の奉仕者といえないことはいうまでもなく、内閣の交迭毎に、職員の入れ替えが行われることとなり、職員の任用は、「メリット」によらず、他の勢力關係によつて左右されることとなる。かくては、任用の根本原則である成績主義も保持できなくなり、また行政の繼續性を維持することも困難となり、公務の能率の運営も不可能となる。

かゝる見地から、國家公務員法においては、「政府職員が、政黨又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何等の方法を問はず、これらの行爲に關與しあるいは選舉權の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行爲をしてはならない」と規定し、政府職員のしてはならない政治的行爲を限定する任務を人事院に信託したのである。人事院ではこの規定にもとづいて、昨年九月十九日政治的行爲に關する人事院規則を制定した。この人事院規則の内容については、こゝでは省略するが、この規則は、以上述べたような考へにたつて作られたものであることを充分認識していただきたいと思う。

國家公務員法は、政府職員の服務關係につき、その他服務の宣誓、法令及び上司の命令に従う義務、信用失墜行爲の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、私企業からの隔離、他の事業又は事務の國與制限等について色々規定しているのであるが、要するに、これらは、

公務員が國民全體の奉仕者として、國民に對する奉仕に十全を期するために、そのあり方を示したものと云えよう。

四

しかしながら他方において、公共の福祉のために、全力をあげて職務の遂行に専念している政府職員に對しては、公正な待遇が確保されなければならない。

そこで、國家公務員法においては、法律または人事院規則で定めた一定の事由による場合のほかは、その意に反して、降任、休職、または免職されることなく（身分保障）、俸給、給料その他あらゆる勤務條件に關して適當な行政上の措置が行われることを人事院に要求することができ、また意に反して、降給、降任、休職、免職その他いぢるしく不利益な處分を受けたと思う場合には、人事院に審査の請求をすることができる。その他、公務傷病に對する補償制度、さらにまづめに勤務し退職した者に對する恩給制度等、職員の保護に萬全が期されている。

さらに、國家公務員法は、この法律の完全な實施を確保し、その目的を達成するため、人

事院を設けたのである。人事院は、内閣の所轄の下にあるとはいへ、人事行政の公正を期するため、独立的性格を與えられ、この法律を公正中立的立場において實施すると共に、公平な第三者的立場において公務員の利益保護に當るようになつてゐる。すなわち、政府職員よりの勤務條件に關する行政上の措置の要求を受け、これに判定を下し、また職員がその意に反して不利な処分を受けたと愚料し、審査を請求した場合には、これを調査し判定を下すこととなつており、また國家公務員法第二十八條は、「この法律にもとずいて定められる給與、勤務時間その他勤務條件に關する基礎事項は、國會により社會一般の狀態に適應するように、隨時これを變更することができ、その變更に關しては、人事院においてこれを報告することゝを怠つてはならない。人事院は、毎年少くとも一回、俸給表が適當であるかどうかについて國會及び内閣に同時に報告しなければならない。給與を決定する諸條件の變化により、俸給表に定める給與を百分の五以上増減する必要が生じたとき認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、國會及び内閣に適當な勸告をしなければならない。」と規定し、さらに、第六十七條において、「人事院は、給與準則に關し、當時、必要な調査研究を行い、給與額を引上げ、又は引下げる必要を認めたときは、遅滞なく改訂案を作成して、これを國會

及び内閣に提出しなければならない。」と規定している。勤務條件に關する行政上の措置の要求や、不利益處分に對する審査の請求についてばかりでなく、給與、勤務時間その他の勤務條件について、人事院は、常時必要な調査研究を行い、その變更の必要を認めたときには、これを國會と内閣に勧告することとなつてゐる。かくの如く、政府職員の公正なる待遇確保に萬遺憾のないよう國家公務員法は措置してゐるのである。

五

以上、國家公務員法の意圖してゐる新しい公務員制度の概略を述べたつもりである。この新しい公務員制度の下において要請されてゐる國家公務員のあり方についても、自ら明かとなつたことと思う。

この國家公務員法の制定される以前には、所謂官吏の觀念には三級官以下のもは含まれていなかった。そこには官吏としからざるものとの區別が生じていた。しかしながら、國家公務員法の下においては、このような區別はなくなり、國家公務員という觀念に統一されたのである。年少者であらうと、青壯年者であらうと、將又老年者であらうと、公務員たるこ

とは變りはなくなつた。今や、年少公務員も公務員として國民全體のために奉仕する責務を負うことが明確となつたのである。

國家公務員法にもとずく新しい公務員制度においては、職員の任用について、成績主義（メリット・システム）の原則を採用していることは既に述べた通りである。成績主義の原則の下においては、職員の任用は、すべて受験成績、勤務成績又はその他の能力の實證にもとずいて行われることとなる。このことは、換言すれば、實力さえあれば、どこまでも上級の地位に進むことができるということである。これまでのように、一度試験をうけて役所に入つてしまえば、それでよいというふうなことではない。上級に進むためには、皆が同じ立場で試験その他によつて能力の實證を示さなければならなくなつたのである。従つて、年少者でも、これから勉強して、實力をつけ、試験なり日常の勤務において、その實力を示しさえすれば、上級の地位にどんどん進めることとなつた。年少者にとつては、將來の運命を開拓する大いなる機會が開かれたこととなつたのである。

私は、年少公務員諸君が、國家公務員法にもとずいて、人事院が作りあげんとしている新しい公務員制度の本質を充分に認識され、この新しい制度の下に新しく開かれつゝある機會

を十二分に活用されんことを祈りつゝ筆をおきたいと思う。

(人事院徴報局長)

働く年少者の保護法規

工藤誠爾

- | | | | |
|---|--------------|----|---------------------|
| 一 | はしがき | 六 | 深夜業 |
| 二 | 最低年齢 | 七 | 危険有害業務の就業制限、坑内労働の禁止 |
| 三 | 年齢証明 | 八 | 生理休暇 |
| 四 | 未成年者の労働契約 | 九 | 歸郷旅費 |
| 五 | 年少者の労働時間及び休日 | 一〇 | 罰則 |

一 はしがき

戦争によつて最も大きな犠牲を拂う者は、つねに、婦人と年少者であつた。今次の大戦も

また、その例外をなすものではなかつた。だが日本の婦人・年少者は平時に於てさへも奴隸的な忍従と無権利の中に長い苦難の途を歩んでいたのである。いな、むしろ平時のこうした奴隸的な生活の中にこそ戦争をひき起す要因がひそんでいたのである。

日本の婦人や年少者が法律上ひどい地位しか與えられていなかったことは、世界的に著名な事實であつたが、しかし法律上の地位の低さというものは、むしろ形式的に表現された結果に過ぎない。なぜなら、法律は多くの場合、その國の國民生活や文化や思想の高さが法律という一つの形式に反映されているからである。だから妻を奴隸の狀態に忍従させて置くことが都合のいい男たちにとつては、妻を無能力者として子供や氣狂いと同列に並べる民法が必要であつたし、長い労働時間と低賃金労働の上に國際市場に進出した日本の資本主義は、せいぜい労働力保護——労働者の保護ではない、それは本質的に、かの豐馬の保護と變らない——の範圍を一步も出ない工場法程度の労働立法で満足していたのである。

敗戦後憲法をはじめ、多くの法律が新しい内容と形式をもつて、つぎつぎと制定されたが、これらの法律は、いわば外からの力によつて與えられたものなのである。それは日本が敗戦を契機として、このような法律が生れ出るにふさわしい社會的な基盤が出来上つた結果とし

て生れて来たのではないのである。與えられた進歩的な法律に、遅れてゐる國民生活や社會關係の現實が早急に追いつかなければならないというのが日本のすがたである。

新しい憲法が出来て婦人や年少者の地位は高められた筈なのに、現實の地位はどれだけよくなつただろうか。労働基準法が制定されて婦人や年少者は保護されている筈なのに、一年に數萬件に達する違反の事實は一體何を物語るものであるか。これこそ「洋服を着たさむらい」ではない。

とまれ、敗戦を契機として、日本の婦人や年少者は氷の暗黒の生活から漸く抜け出て、今や輝かしい、れいめいを迎えたのである。

婦人や年少者に正しい労働条件や人間らしい生活を保障することこそ、平和日本建設の基礎でなければならない。

労働基準法の制定と同時に廢止された工場法その他の労働保護法規の中に流れていたものは、資本家の恩恵によつて労働者を保護救済するという程度の考え方でしかなかった。それは新しい憲法が基本的人権を宣言している精神とは、およそ縁の遠いものである。

憲法は、すべて國民は個人として尊重され、健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を

有していると規定する。この權利は、資本金や政府から労働者が恩恵として受ける保護や救済とは本質的に異なるものである。労働基準法はこの憲法の精神を享けて、労働憲章としての性格と内容をもつて生れて來た。

二 最低年齢

一九一九年の國際労働憲章は「兒童労働を廢止すること及び年少者の労働に對して、その教育を繼續することができ、なお身體の正當な發達を確保する制限を設けること」を特別、緊急に必要があるものとして、一切の産業國が各自の特殊事情の許すかぎり、この適用に努めなくてはならないものであることを認めている。また、第二十三國國際労働總會は最低年齢に関する法令を家族的企業を含む一切の工業的企業に適用するため、あらめる努力をすることを勧告している。

米國やソ聯では保護年齢は十八才、最低年齢十四才、ビルマでは工業の最低年齢を十三才、インドでは同じく十四才としている。

最低年齢を何才にすべきかということは、その國の經濟事情、教育事情、年少者の發育事

情などによつて決定されるであらう。従つて各国によつて、これらの事情にそれぞれ異なるので、最低年齢にも差異があるのはむしろ當然と云わねばならない。

「日本人の身體の發育についての數多くの研究を總括すると、身長も幅も體重も、女子は九才—一三才、男子は一〇才—一四才まで急速に増加し、さらに女子一七才、男子一八才までは最も力強い發達をする重要な時期である。」（梶原博士「年少労働者の諸問題」）また六・三制による義務教育修了時の年齢は満十五才である點などを考察して、日本に於ては満十五才を最低年齢、満十八才未満を保護年齢とした。

基準法第五十六條は満十五才に達しない者を労働者として使用することを禁じている。但し例外として次の場合は使用することができる。

(1) 満十四才以上の児童で義務教育の課程又はこれと同等以上の課程を修了した者。

(2) 農業、水産業、商業、映画、演劇、郵便電信電話などの非工業的事業に使用される場合で児童の健康、福祉に有害でなく、その労働が輕易なものは満十二才以上の者。この場合使用するものは修學時間外でなければならぬし、労働基準監督署の許可を受けなければならぬ。

(3) 映画の製作、演劇の事業については満十二才に満たない児童についても(2)と同様である。

産業革命後のイギリスに於ては繊維工場労働者の約半數が十八才以下の年少者で占められ、その中には大都市の救貧院から五・六才の貧兒や孤兒を集團的に雇入れて使用し、粗惡な食物と長い労働時間、不潔な宿舍のために發育不充分で死亡する者が多かつたという。

戦前の満洲の煙草工場にも七・八才の児童が澤山使用されていた。この児童たちは賃金は殆んど支拂われず數本の煙草を貰つて歸り、かれらの多くが喫煙の惡習を覚えていたのである。このような事實は人道上からもまた民族や社會全體の問題としても深く考えなければならぬ。

年少労働者の保護は單に彼らの肉體的な保護のみに終るべきでなく、品性の問題をも取上げなければならない。かれらの徳性を破壊することなく、より高い人格の形成を通じて心身共に立派な成人労働者に仕立てなければならない。けだし、今日の年少労働者は、明日の民族や社會の發展興隆の基盤をなすからである。

なお、基準法中満十四才以上の児童で、命令で定める義務教育の課程を修了した者の例外

規定があるが、學校教育法その他の附屬法令によつて、昭和二十三年度においては、保護者は、子女が満十四才に達した日の學年の終りまで、子女を就學させればよいが、昭和二十四年度以降の中學校卒業者はすべて満十五才に達した日の學年の終りまで就學することとなるので、昭和二十三年度（昭和二十四年三月）の卒業者を最後としてこの規定は實質上存在の意義を失ふこととなる。

三年齡證明

年齡證明制度は、年少労働者の保護の實體規定を確保するための手段である。

年少労働者保護の規定を嚴格に實施するためには、年少者の年齡を證明する書類を備付け、監督官署の監督が容易に、しかも的確に行われるようにしなければならない。そこで基法は満十八才に満たない者については、その年齡を證明する戸籍證明書を事業場に備付けなければならぬことを規定している。この戸籍證明は單に生年月日を證明した戸籍の事務を管理する者の證明で足り、必ずしも戸籍謄本や抄本でなくともよい。

満十五才に満たない児童を使用する場合には、児童の労働が就學に差支えないことを證明

する學校長の證明書と児童を監護する親権者又は後見人の同意書を備付けることを規定してゐる。これは児童が労働によつて就學に支障を來たすことを防ぎ、義務教育を確保すると共に、誘ひや甘言によつて児童が不當に労働させられることを排除するためには是非必要なことである。

満十四才以上満十五才未満で使用される者については、年齢證明書と共に義務教育の課程を修了したことの學校長の證明書を備付ければならない。

女子年少者労働基準規則によれば、満十五才に満たない児童で義務教育の課程を修了しない者が就業しようとするときは、労働基準監督署長に就業の許可を申請し、使用者は使用許可證明書を事業場に備付けないければならないことを要求している。また児童の使用は、使用許可證明書に記載された条件内においてだけ有効で、その条件に合わない部分は無効であるとして、保護年齢以下の児童を特に嚴重に保護する方法をとつてゐる。使用許可證明書を備付ける使用者は、この證明書を以て、戸籍證明書及び學校長の證明書、親権者又は後見人の同意書に代えることができる。これは、就業許可申請の際これらの必要な条件が書類上具備されてゐるから、これによつて所期の目的を達しうるからである。

四 未成年者の労働契約

わが國の家族制度の弊害は、戸主や夫の絶対権力と家族の無権利の中にあつた。愛情と信頼の結合によつて世界にその類をみないと誇つていた日本の家族制度は、婦人や年少者の無権利と人格無視以外の何者でもなかつた。こゝでは婦人も年少者も一人の人間として生きていたのではなく、親や戸主の所有物であり、せいぜいそれは盲目的な愛玩物でしかなかつた。だから親の経済的な理由のためには、いとも簡単に賣られて行き、子供達も世間もそれを孝行であると思ひ、美徳とさえ考へていた。だが今は、こうした封建的な倫理観の犠牲に供されることは許されない。基準法は、親権者又は後見人は未成年者に代つて、労働契約を結ぶことを禁止した。これは親や後見人によつて未成年者が不當に利用されたり、喰ひ物にされたりすることを防止しようとするものである。しかも未成年者が自ら労働契約を結ぶ定場合に、その契約が未成年者にとつて不利である場合、これを放任しておくことはできない。ときには監置な使用者が、社會的经验も浅く、判斷力も乏しい未成年者に不利を與えるような労働契約を結ぶことも考へられるので、これを監視し保護するために、親権者や後見人又は

行政官廳は將來に向つて之を解除することができるものと定めている。

また親権者や後見人が未成年者に代つて労働契約を結ぶことを禁止しても、賃金を親権者や後見人が勝手に受取つてしまつたり、或は使用者が強制的に貯蓄させ勝手にそれを管理したりしては、いろいろな弊害が残るので、未成年者は獨立して賃金を受取ることができることとし、親権者や後見人の代理受領を禁止している。

基準法第二十四條は、賃金は直接労働者に金額を支拂わなければならないという賃金支拂の原則を定めている。したがつて、使用者と親権者や後見人が押れ合いで賃金を授受したりしてもそれは無効であるので、未成年者は使用者に對して、いぜんとして賃金の支拂いを請求することができる。

五 年少者の労働時間及び休日

年少労働者の労働時間についての國際労働水準は、十五才以上十八才未満の者は一日八時間、一週四十八時間、十三才以上十五才未満の者は、授業日、學校休日ともに労働時間は一日二時間を超えて使用することはできず、また授業と労働の時間を通算して一日七時間を超

えて使用することはできないとしている。

わが國の場合も大體國際水準に近い。すなわち、満十五才以上満十八才未満の者は一週四十八時間を超えない限り、或る一日を四時間以内に短縮した場合は、その週の他の日を十時間まで延長することが認められる。但し、基準法第三十二條第二項の四週間を通ずる平均八時間制、第三十六條の協定による時間外及び休日労働、第四十條の非工業的事業についての八時間労働制の例外規定などは、満十八才未満の者については適用されない。

満十五才未満の児童については、修學時間を通算して一日七時間一週間に四十二時間である。國際水準は、はつきりと一日の労働時間を二時間に制限しているが、日本の場合は労働時間と修學時間を通算して七時間と規定するから、労働時間が三時間になつても、四時間になつても、通算して七時間を超えなければ差支えない。しかし、通算して七時間を超えないからといつて、修學時間が犠牲にされることは許されないもので、この場合は學校長は就學に差支えない旨の證明書を出さないだらうし、したがつてそれは就業不許可の問題となるであらう。

休日は最低限度一週一回、休憩は多くとも、働く時間が六時間を超える場合は四十五分、

八時間を超える場合は一時間を労働時間の途中において與えなければならない。

六 深夜業

深夜業が特に女子や年少者の健康に有害であることは、多くの事實や資料がこれを實證しているが、同時に風紀上の弊害もまた一般に指摘されている。

一九四八年の第三十一回國際労働會議は十八才未満の年少者については午後十時から午前五時の間の七時間を含む少くとも夜間十二時間繼續して労働させないこと、また十六才未満の者については午後十時から午前六時の間の八時間を含む十二時間の労働をさせないことを規定した條約案を採擇している。

多少の差はあるが、各國共女子及び年少者の深夜業を禁止しているのが一般の例である。

わが國の基準法は、滿十八才に滿たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間の深夜業に使用することを禁止している。但し次のような例外や時刻の変更が認められる。

(一) 滿十六才以上の男子は交替制の場合は深夜業ができる。

(二) 深夜業の時刻については、主務大臣が必要と認めた場合、地域と期間を限つて午後

十時を午後十一時、午前五時を午前六時と變更することができる。

(3) 交替制の場合は行政官廳の許可を受けて、満十五才以上十八才未満の者又は女子を午後十時三十分まで、又午前五時三十分から労働させることができる。

深夜業の禁止または制限についての規定は例外として次の場合には満十八才に満たない者又は女子を深夜業に従事させることを許している。

(1) 災害その他不可避の事由によつて、臨時に必要ながあつて行政官廳の許可のあつた場合

(2) 農林関係の事業

(3) 畜産、養蠶、水産関係の事業

(4) 醫療、保健衛生関係の事業

(5) 旅館、料理飲食関係の事業（この場合でも満十八才に満たない者の深夜業は禁止される。）

(6) 電話の事業

満十二才以上十五才未満の児童は、午後八時から午前五時までの間は使用できない。但し

地域と期間を限つて主務大臣が認める場合は、その時間を午後九時から午前六時までとする
ことができる。

事業場附屬寄宿舎規程（昭和二十三年十月三十一日労働省令第七號）は就業時間を異にする二組の労働者がある場合、交替の際睡眠を妨げない適當な方法が講じられている場合の他は、同一の寢室に寄宿させてはならないこと、また労働者が晝間睡眠を必要とする場合には暗幕その他適當な施設をしなければならぬことを規定している。

深夜業や交替制によつて、晝間睡眠する者に對して、できるだけ環境を整備して充分に疲労の回復ができるよう配慮されなければならない。

七 危険有害業務の就業制限、坑内労働の禁止

或る種の毒劇物が未成熟な年少者に特に敏感に、しかも有害に作用したり、精神的未熟がときには無用の冒險心を誘發し、また必要以上に、お叱けさせたりする場合もある。こうしたことが労働の経験の浅さや、技術の未熟などと共に、年少者に災害や危険の機会を多くしている。そこで、これらの災害や危険から保護するために、年少者の健康、衛生、安全、福

靴などの類からいろいろな就業の制限や禁止の規定を設けている。

(1) 重量物の制限

次の表に掲げられた重量以上の物を取扱う仕事をしてはならない。

区 分	搬 送 作 業		搬 積 作 業	
	男	女	男	女
満 十 六 才 未 満	十 五 キ ロ グ ラ ム	十 二 キ ロ グ ラ ム	十 キ ロ グ ラ ム	八 キ ロ グ ラ ム
満 十 六 才 以 上	二 十 五 キ ロ グ ラ ム	二 十 キ ロ グ ラ ム	十 五 キ ロ グ ラ ム	十 キ ロ グ ラ ム
満 十 八 才 未 満	三 十 キ ロ グ ラ ム	三 十 キ ロ グ ラ ム	二 十 キ ロ グ ラ ム	二 十 キ ロ グ ラ ム
満 十 八 才 以 上	三 十 キ ロ グ ラ ム	三 十 キ ロ グ ラ ム	二 十 キ ロ グ ラ ム	二 十 キ ロ グ ラ ム

(2) 安全上

(イ) 汽機、ふん火、起重機、運轉、大型バス、トラクタの運轉あるいは爆発性又は火薬、カーバイドなどの發火性のものの取扱等四十一項目を禁止。

(ロ) 坑内作業の禁止

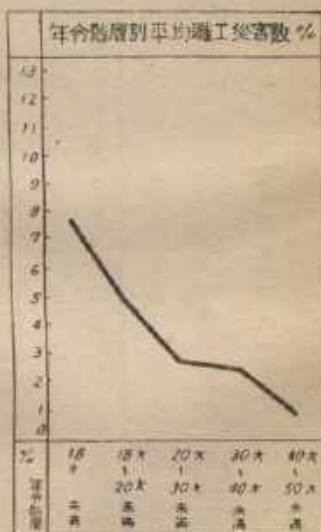
満十八才未満の者又は
女子は炭坑や鑛山の坑
内で働くことはできな
い。

(3) 衛生上

水銀、鉛、硝酸、二硫化
炭素などの有害な薬品の
取扱ひ及びそれらのガスやふんじんの中で働くことなど十項目を禁止。

(4) 福祉上

酒類醸造、酒席に侍することなど五項目と曲馬、かるわさ、路上における歌謡、遊藝、旅館、料理飲食店の仕事など禁止。児童福祉法にも児童保護の見地から満十五才に満たない児童に、かるわさ又は曲馬をさせる行為、戸々について又は道路上での歌謡、遊藝その他の演技を業務としてさせる行為、酒席に侍する行為を業務としてさせる行為などを禁止している。



この表は昭和十七年五月一ヶ月間に於ける工場法適用全開機械器具工場について調査したものである。

八 生理休暇

基準法中女子及び年少者の章には産前産後、育児時間など女子のみに關する規定があるが、こゝでは年少者を對象としたため、この點にはふれないこととした。たゞ生理休暇については滿十八才未滿の年少者たる女子にも當然關係があるのでふれることとした。

生理休暇を認めるか、認めないかについては、種々議論のあるところであり、かかる規定は、各國の勞働立法にもその例を見ないといわれている。基準法は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならないと規定し、その業務の範圍を大部分の勞働時間が立業又は下駄作業で占められる業務など六項目を規定している。

使用者が生理日の勞働に支障のないような適當な措置を講じた場合は就業させることができるが、それでもなお生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときは、就業させることはできない。

生理休暇を有給とするか、無給とするかについては法律は何ら規定していないので、當事

者間の契約や労働協約によつて決定されるべきものである。

九 歸郷旅費

満十八才に満たない者又は女子が解雇された場合は、使用者は歸郷に必要な旅費を支拂わなければならない。たと解雇が使用者の都合による場合であつて、しかも解雇された者が、解雇の日から十四日以内に歸郷する場合だけ支拂いの責任がある。解雇が本人の責に關すべき事由による場合には歸郷旅費を負担しなくともよい。この場合使用者が一方的に認定によつて、不當にその責任を解雇された者に押しつけて負擔を免れることは許されないので、旅費の負擔を免れようとする使用者は、解雇事由の事實や労働者の責と認める事由などを具して労働基準監督署長の認定を受けなければならない。

一〇 むすび

第一回労働基準監督年報（昭和二十三年分、二十四年十一月發行）によれば、昭和二十三年八月末現在で、基準法の適用を受ける事業場数は推定七三八、六三一、労働者数は男子七、

三八一、一六九人、女子二、四五二、四一六人、計九、八三三、五八五人で、このうち、満十五才以上十八才未満の者は男女計で、九二七、七一人、満十五歳未満は、五八、九九三人で兩者合せて九八六、七〇四人（一般に約一五〇萬と推定されている）に達する。また、基準法の違反件数についてみると、昭和二十三年二月から同年十二月までの累計は五〇六、二四七件で、このうち同法第六章の女子及び年少者に關する違反件数は、五一、九四六件である。一般の違反件数及び女子、年少者に關する違反件数共は半数は形式的違反であるが、同年報が云つてゐるように、「實質的違反、たとえば賃金、年齢、労働時間などの違反を隠蔽するために形式的違反が行はれてゐる場合もあり、又形式的違反は往々にして實質的違反の温床となることである。」また違反の件数が一般に大工場、事業場よりは、中小工場事業場に多いことは、この法律が公布施行されてから日も浅いことと、本法の普及宣傳が當時いまだ充分に行き届つていなかったことが一つの原因であらう。

とまれ、一五〇萬に達する年少労働者の保護が徹底して行われるか否かは、單に一五〇萬の年少労働者のみの問題にとどまらず、それは實に國家の問題であり、社會全體の問題でなければならぬ。

労働基準法を行き過ぎであるという見方も一部にあるときくが、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の當事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。」という基準法の原則は、あくまで護られなければならない。

基準法第六章の女子及び年少者の規定は、この法律の他の部分や附屬の法令の理解の上に立たなければならないし、また他の法令で年少者に關する規定が數多く散在しているので、考のために、最後にかかげることとした。

(第 二 章)

諸法令に於ける年少者の呼稱

(註 令) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

児童福祉法
(昭 22. 7. 1)

乳児 幼児 児童 少年 若者 青年 成人

2 少年法
(昭 23. 7. 1)

少年 若者 青年 成人

3 学校教育法
(昭 23. 3. 1)

幼児 (幼稚園) 児童 (小学校) 中学生 高校生 大学生 (成人)
(産後 90 日以内に生まれたもの一荘間のみである)

4 民法

未成年 成年 少年 若者 青年 成人

5 労働基準法
(昭 22. 4. 1)

児童 (労働者) 少年 若者 青年 成人

1 児童福祉法

(1) 満十八歳に満たない者を児童といい、満一歳に満たない者を乳児、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者を幼児、小学校就学の始期から満十八歳に達するまでの者を少年という。

(第四條)

(2) 次に掲げる行為は禁止される。(第三十四條)

(イ) 不具奇形の児童を公衆の眼に供する行為。

(ロ) 児童にこじきをさせ又は児童を利用してこじきをする行為。

(ハ) 公衆の娯樂を目的として、満十五歳に満たない児童に、かるわざ又は曲馬をさせる行為。

(ニ) 満十五歳に満たない児童に、戸々について又は道路その他これに類する場所で喫煙、遊戯その他の演技を業務としてさせる行為。

(ホ) 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為。

(ヘ) 児童に淫行をさせる行為。

2 少年法

(1) この法律で少年とは二十歳に満たない者をいい、満二十歳以上の者を成人という。(第二條)

(2) 罪を犯した少年および十四歳に満たないで刑罰法令に觸れる行為をした少年は家庭裁判所の

審判に付する。(第三條)

3 學校教育法

(1) 幼稚園に入園できる者は満三歳から小學校就學の始期に達するまでの幼児とされている。(第八十條)

(2) 學齡に達しない子女は小學校に入學することは出来ない。(第二十七條) 小學校の修業年限は六年である。(第十九條) 保護者は子女が満六歳に達した日の翌日以後の最初の學年の初日から満十二歳に達した日の属する學年の終りまで子女を小學校に就學させる義務がある。(第二十二條) 小學校に入學する者を學齡兒童という。

(3) 中學校の修業年限は三年とする。(第三十七條) 保護者は子女が小學校の課程を修了した翌日以後の最初の學年の初日から満十五歳に達した日の属する學年の終りまで子女を中學校に就學させる義務がある。中學校に就學する子女は學齡生徒という。(第三十九條)

(4) 高等學校の修業年限は三年(特殊の技術教育を施す場合などは三年を超えることが出来る)とする。(第四十六條) 高等學校に入學出来る者は、中學校若しくは、これに準ずる學校を卒業した者、又はこれと同等以上の學力があると認められた者でなければならない。(第四十七條) 學校教育法施行規則第六十一條、第六十二條に高等學校に在學するものを生徒といっている。

4 民法

(5) 大學の修業年限は四年（特別の専門事項を教授研究する學部は四年を超えることができる。）である。（第五十五條）大學に入學出来る者は、高等學校を卒業した者、若しくは通常の課程による十二年の學校教育を修了した者又はこれと同等以上の學力があると認められたものでなければならぬ。（第五十六條）

（學校教育法施行規則第六十七條に於て學生という言葉を使つてゐる。）

(1) 滿二十年を以て成年とする。（第三條）

(2) 男は滿十八歳に、女は滿十六歳にならなければ婚姻することができない。（第七百三十一條）

(3) 未成年者の子が婚姻するには父母（父母の一方でも可）の同意を得なければならない。（第七百三十七條）

(4) 未成年者が婚姻をしたときは成年に達したものとみなされる。（第七百五十三條）

(5) 成年に達しない子は父母の親權に服する。（第八百十八條）

(6) 親權を行う者は子の監護および教育する權利を有し義務を負ふ。（第八百二十條）

(7) 子は親權を行う者の指定する場所に居所を定めなければならない。（第八百二十一條）

(8) 子は親權を行う者の許可を受けなければ職業を営むことができない。（第八百二十三條）

5 未成年者喫煙禁止法（明治二三、三）

満二十年に達しない者は喫煙してはならない。（第十一條）

6 未成年者飲酒禁止法（大正一一、三）

満二十年に達しない者は酒類を飲用してはならない。（第一條）

7 監獄法（明治四一、三）

二月以上の懲役に處せられた満十八歳未満の者は特に設けられた監獄又は監獄内に於て特に境を設けた場所に拘禁する。（第二條）

8 刑法

十四歳に達しない者の行爲は罰せられない。（第四十二條）

9 少年院法（昭和二三、七）

（一）少年院は、家庭裁判所から保護處分として送致された者を收容して矯正教育をする。（第一條）

（二）少年院には初等、中等、特別、醫療の四種の少年院がある。

初等少年院は心身に著しい故障のないおおむね十四歳—十六歳未満の者を收容する。

中等少年院は心身に著しい故障のないおおむね十六歳—二十歳未満の者を收容する。

特別少年院は心身に著しい故障はないが犯罪的傾向の進んだおおむね十八歳—二十三歳未満の者を收容する。

醫療少年院は心身に著しい故障のあるおおむね十四歳—二十六歳未満の者を收容する。(以上第二條)

10

衆議院議員選舉法 (大正二四、五)

參議院議員選舉法 (昭和二三、二)

- (1) 日本國民で二十年以上の者は選舉權を有する。
- (2) 日本國民で二十五年以上 (參議院議員は三十年以上) の者は被選舉權を有する。

(労働省婦人少年局年少労働課長)

昭和二十五年二月二十二日 印刷
昭和二十五年二月二十五日 發行

銷く 青少年

定價 八〇圓

編集者

山川 菊 榮

發行所

石 崎 時 創

印刷者

東京都新町區代代町二丁目
松 田 龍 光

東京都千代田區神田小川町三丁目二番地

發行所

石 崎 書 店

東京都千代田區神田小川町三丁目二番地
電話 四〇四八號
掛紙 四〇四八號

